

官報

号外

平成十九年十月二十三日

○第百六十八回 衆議院會議録 第七号

平成十九年十月二十三日(火曜日)

午後一時 本会議

○今日の會議に付した案件

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣町村信孝君。

(國務大臣町村信孝君登壇)

○國務大臣(町村信孝君) ただいま議題となりましたテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国が、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し、現行のテロ対策特別措置法に基づき実施した海上自衛隊による給油その他の協力支援活動は、国際的なテロの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに貢献し、国連安保理決議第七百七十六号において、その貢献に対する評価が表明されております。また、いわゆる九・一一テロ攻撃による脅威がまだ除去されていない現状において、国連安保理決議第十三百六十八号その他の安保理決議を受けて、国際社会はさきに述べた取り組みを継続し、その一環として、諸外国の軍隊等がテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国連憲章の目的の達成に寄与する活動

を行っております。さらに、国連安保理決議第七百七十六号においては、諸外国の軍隊等によるこの活動の継続的な実施の必要性が強調されております。

本法律案は、これらの状況にかんがみて、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対する補給支援活動の実施により、我が国がさきに述べた国際社会のテロ根絶へ向けた取り組みに引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、基本原則として、政府が補給支援活動を適切かつ迅速に実施すること、補給支援活動の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たらないものであつてはならないこと、補給支援活動は戦闘行為が行われることのない地域等で行うことなどを定めております。

第二に、補給支援活動を実施するに当たっては、あらかじめ、閣議の決定により実施計画を定めることとしております。

第三に、補給支援活動としての物品及び役務の提供の実施について定めております。

第四に、防衛大臣またはその委任を受けた者は、諸外国の軍隊等から申し出があつた場合において、その活動の円滑な実施に必要な物品を無償で貸し付け、または譲与することができることとしております。

第五に、内閣総理大臣は、実施計画の決定または変更があつたときはその内容を、また、補給支援活動が終了したときはその結果を、遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第六に、補給支援活動の実施を命ぜられた自衛官は、自己または自己とともに現場に所在する他の自衛隊員もしくはその職務を行うに伴い自己の

管理下に入つた者の生命または身体を防護するために、一定の要件に従つて武器の使用ができることとしております。

なお、この法律案は、施行の日から起算して一年を経過した日にその効力を失ふこととしておりますが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、一年以内の期間を定めて効力を延長することができるとしてあります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。浜田靖一君。

(浜田靖一君登壇)

○浜田靖一君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました法律案について、賛成の立場から質問をいたします。(拍手)

まず、端的に問いたい。現在海上自衛隊が行っている活動が、どれほど我が国の国益と我が国が果たすべき責任に資するものであるかと。法案に反対される方は、この活動が、国益にも、国際社会に対する責任を果たすことにもなっていない理由を明確にお述べになるべきです。

本年八月、私は、衆議院テロ対策特別委員長として、インド洋の現地を視察し、活動の現場に立つたときの感動を忘れることができません。体感温度は五十度を超え、湿度も高く、甲板は七十度以上にやけた、過酷な環境でありました。

艦船は、補給のときが攻撃に対して最も危険な状態にあります。さまざまな脅威に細心の注意を払いつつ長時間にわたり正確に補給をする高度な能力は、米英、そして我が国のほか数カ国しか有しておりません。この補給活動がどれほど有益

か、そして補給を受ける諸外国がどれほど感謝し、これを必要としているかを目的の当たりにいたしました。

我が国は、石油のほぼ一〇〇%を輸入に頼り、そのうち九割を中東地域に依存しています。中東地域やペルシャ湾を含むインド洋の安定は、すなわち我が国の死活的な利益なのです。洋上哨戒活動を行う他国の艦船の活動を支え、チームの一員として担う役割は極めて重要です。

民主党の方々は、これを、国連決議の大義なき戦争に加担していると言われます。本当にそうでしょうか。なぜ理解しようとならないのでしょうか。

アフガニスタンは、いまだ、麻薬の原料となるケシの世界流通量の実に九三%を生産しています。これは、テロリストの資金源となり、さらに、違法な武器の取引に使われています。アフガニスタンに安定を取り戻すことは、テロとの闘いにおいて極めて重要であります。

我が国が自衛隊を使ってまで国際社会のために活動するかどうかという意思決定は重大です。これは当然、我が国が自身の利益を冷静に判断して行うべきものであって、単に国連決議のあるなしという形式的な基準に置くなど、あつてはなりません。ユナイテッドネーションズは直訳すれば連合国であり、あくまで主権国家の集まりです。世界政府などでは決してなく、集団安全保障のシステムとして理想の姿にもなり得ておりません。

この現実を踏まえた上で、国連決議によって我が国の自衛隊の活動の可否を決めるならば、常任理事五カ国のうち一カ国でも拒否権を行使すれば、国益のために必要でも自衛隊は動かさないと、民主主義を根柢から否定する極めて非常識な議論であると考えますが、総理の御意見を伺います。

米国のアフガニスタンに対する戦いに加担する憲法違反の行為であるとの批判は、事実誤認の議論であります。他国の参加状況を見ると、G8の

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案の趣旨説明に対する浜田靖一君の質疑

国だけを見ても、タリバンやアルカイダを掃討するOEF、治安を維持するためアフガン政府を支援するISAF、民生を軍民で支援するPRT、そして海上阻止活動であるMIO、これら四つの活動のすべてに米、英、カナダ、フランスが参加し、イタリア、ドイツもそのうち三つに参加しております。全く参加していないのは、かつてソ連時代にアフガニスタンと戦ったロシアだけです。

総計四十カ国がテロとの闘いに参加している現状にもかかわらず、どうしてこれを米国の戦いと決めつけるのか。我が国は海上阻止活動の後方支援のみに参加しておりますが、これもやめるとなれば、国際社会において極めて特異な立場に立つこととなります。

日本は国際社会から多くの利益を得ている国であり、その自覚がないのは、恥を通り越して罪だと私は考えます。日本ほど豊かでない国でも、多くの犠牲を払ってまでこの活動に参加していることを、我々は重く受けとめなければなりません。民主党の中には、現在インド洋で行っている活動は、集団的自衛権を認めなければできない活動として反対しています。しかし、現在インド洋で行っている海上自衛隊の活動が集団的自衛権の行使であるとするのは、明らかに誤りです。この論理を突き詰めれば、周辺事態における我が国の後方支援活動も違憲であり、日米安全保障条約に基づいて我が国が米軍に基地を提供していること自体も集団的自衛権に基づくものと整理されてしまいます。それでは、現行憲法の解釈として正しいものとは思えません。

そして、我々は、このような根本的な議論を避けて通ることがあつてはなりません。これを受けて立ち、国民の前に我々の考え方を明らかにする責任があると考えますが、総理の御見解を承ります。

我々は一方で、傾聴すべき意見は、国民的な議論のもとにこれを取り入れていかなければならないと考えます。例えば、アフガニスタンの領土内

における人道復興に政府としてさらなる支援をすべきだということについては、真剣に検討する必要があるかと存じます。これまでにも政府は総額十二億ドルもの支援をしてきており、現在も四十名弱のNGOの方々現地活動されております。

にもかかわらず、タリバン勢力は現地の貧困や不満を背景に、その復活を図ろうとしています。我が国は参加していませんが、ISAF、PRTといった各種の活動と連携して、治安と民生を安定させるのは評価されるべき行爲だと思えます。しかし、ここで考えなければならぬのは、この活動をする方々の安全をどう確保するかということであり、警護する部隊もなく、武器の使用権限も他国に比べて制限されたまま民生支援を行えば、まさに弱味方は敵より怖いということになり、他国にも大きな迷惑をかけ、活動全体の障害になりかねないのです。

国連決議のあるISAFへ協力すべきだとの議論も、広く議論すること自体を私は否定するものではありません。しかし、ISAFのみならず、アフガニスタン領域における治安維持活動は、既に多くの犠牲を伴っている危険かつ過酷な活動です。派遣は、相応の武器使用権限と警護任務を付与しなければならぬ、それが国際社会の常識であり、我々の覚悟であるべきです。政府の御見解を賜ります。

このように、幅広く検討してみれば、現在のインド洋における給油活動は、安全を確保しながら果たすことのできる我が国にとって最善の選択肢であり、また、多くの国との関係において、その中断期間は短くあるべきだと考えます。

今回、活動の実施措置に係る国会承認規定が除かれております。このことが文民統制において、これを損なうものではないということについて、政府の考えを求めます。

補給量の取り違えや、航泊日誌の誤破棄事案、さらには前事務次官の自衛隊倫理規則違反など、本来あつてはならない事件が続出し、今、文民統

制にふさわしい組織のあり方が問われています。本年、防衛庁が防衛省に移行いたしました。名前だけが変わり、実体が伴っていないのではないかと念を捨て切れません。活動継続に当たり、この点をあいまいにすることは許されないものと考えますが、政府の所見を承ります。

このような状況に直面して、私は、一般法を制定する必要性を痛感しています。実力部隊である自衛隊の海外における活動は、抑制的であるべきことは当然ですが、いついかなるときに自衛隊を派遣するかの原理原則、国際社会や国連との関係、国会の関与のあり方、武器使用基準のあり方などを定め、適切な文民統制のもと、迅速性と的確性を確保することが求められます。

昨年夏、自民党国防会防衛政策小委員会は、一年にわたる党内の議論を経て、一般法の原案を提示いたしました。その内容は、現行憲法のもとで許される最大の活動をメニュー、選択肢として提示し、我が国の活動の範囲をあらかじめ内外に示すものであり、この枠組みの中から政府が基本計画という形で活動内容を選択し、それに対して主権者の代表たる国会が厳格に関与をするというものであります。

一般法は自民党の公約です。自衛隊法において国際活動が本来任務化したことに伴って、この一般法はもはや議論すべき段階ではなく、早急に実現させるべき喫緊の課題であると考えます。次期国会において、政府・与党としてあるべき法律案を示し、我が国の国際活動の理念と枠組みを定めることが必要であると考えますが、総理の見解を承ります。

以上、国際社会の安全と我が国の独立と平和を守るために昼夜を分かたぬ活動を続けている自衛隊の諸官に心より敬意と感謝の誠をささげ、本案が可及的速やかに多くの賛成を得て可決、成立することを望みまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣福田康夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田康夫君) 浜田議員からお尋ねがございました。

まず、海外における自衛隊の活動と国連決議の関係についてでございます。

集団安全保障制度の一環として国連憲章が当初想定していたいわゆる正規の国連軍、これはいまだに設けられたことはございません。現実には、国連決議に基づくものを含めた各種の平和活動について、各国は、国家としての主権的判断に基づき、その関与のあり方を決定した上で活動をいたしております。

自衛隊による国際平和協力活動につきましては、当該協力活動の実施が我が国の国際的地位と責任にふさわしいものであるかどうか、中長期的にも我が国の利益に合致するものであるかどうか、自衛隊の能力を活用する必要性があるかどうかなどにつきまして、個別具体的な事例に応じ、立法過程等を通じて国民的な議論を経た上で実施をしております。

今後とも、国会を含む国民的な議論を踏まえつつ、我が国として主権的に判断すべき問題であると考えております。

次に、インド洋における海上自衛隊の活動と集団的自衛権の行使についてのお尋ねがございました。

集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいうと解されております。

このように、集団的自衛権は、国家による実力の行使についての概念であります。したがって、そもそも実力の行使に当たらない行為については、集団的自衛権の行使といった問題は生じません。

現在、インド洋で海上自衛隊が行っている補給活動も明らかに実力の行使には当たらないため、集団的自衛権の行使といった問題が生じることは

ございません。

また、現行のテロ対策特措法に基づく補給活動は、それ自体武力の行使に当たらず、また、我が国の活動の地域が非戦闘地域であること等の法律上の枠組みが設定されているため、憲法第九条に違反することはないものと考えております。

なお、周辺事態安全確保法に基づく後方地域支援や、日米安全保障条約に基づく米軍への基地の提供についても、憲法上何ら問題ないことは言うまでもありません。

次に、三問目でございます。国際平和協力活動に関する一般法を早期に整備すべきとの御指摘がございました。

近年の国際情勢の変化を受けた国際平和協力のための多様な取り組みに機動的に対応して、我が国としての確かな国際平和協力の推進を図る必要がございます。

国際平和協力のためのいわゆる一般法の整備については、政府としての考え方をいつ、どのような形で示し得るか、具体的なお答えをできる段階にはございませんが、世界の平和と安定に一律貢献するためにも、与党における議論を初め、国民的な議論を十分に踏まえて検討していくべきものであると考えております。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣町村信孝君登壇〕

○国務大臣(町村信孝君) 浜田議員にお答えをいたします。

活動の実施の措置に係る国会承認規定が除かれていることについてのお尋ねがございました。

現行のテロ対策特別措置法においては、基本計画に定められた具体的な協力支援活動、捜索救助活動または被災民救援活動を実施することについて、自衛隊の派遣先の外国の範囲を明示しつつ国会承認を受けており、それによりシベリアコントロールを確保しております。

これに対し、本法案においては、活動の種類及び内容を補給、すなわち給油及び給水に限定し、

また、派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても法律で明示することとしているわけでありです。

その結果、現行のテロ対策特別措置法において国会承認となった項目はすべて本法案に書き込まれることになるため、法案の国会審議そのものがテロ特措法に基づく国会承認と同等と見ることができ、その後、重ねて国会承認を求める必要はないと考えるわけでございます。

したがって、本法案には国会承認に関する規定を設けておりませんが、国会によるシベリアコントロールについては本法案においても十分かつ的確に確保されていると考えております。

(拍手)

〔国務大臣石破茂君登壇〕

○国務大臣(石破茂君) 浜田議員にお答えをいたします。

まず、アフガニスタン領域での治安維持活動への自衛隊の派遣についてお尋ねがありました。

現在、アフガニスタンでは、極めて厳しい治安情勢の中で、ISAFがアフガニスタン国内の治安の維持のための活動を行っており、ISAFは、やむを得ず相当強度の高い実力の行使を強いられることが少なくないとも聞いており、ISAFで活動する各国部隊の犠牲者数は三百名にも上る、そのように言われております。

このような活動を自衛隊が実施いたします場合には、武器使用のあり方やどのような任務を付与するかといった、浜田議員御指摘のような論点もございします。いずれにせよ、本件は、憲法解釈の問題を含むものであり、多方面から検討する必要がありますと考えております。

また、要員の安全確保に加え、我が国による効果的な貢献ができるか否かという観点からも、総合的な判断が必要になると考えております。

次に、文民統制にふさわしい組織のあり方につ

いてのお尋ねがございました。

今般、給油量取り違えが生じたことは、文民統制にかかわる極めて重大な問題であると考えております。私は、このことを一個人の責任に帰して終わりということであってはならない、このように考えております。組織的、構造的な問題である、そういうことであります。

このため、文民統制の徹底を図るとの観点から、防衛省の組織のあり方を含め抜本的な措置を講ずべく、昨日、防衛大臣を長といたします検討委員会を立ち上げたところであり、今後精力的に検討を進め、所要の措置を講ずることいたします。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 鉢呂吉雄君。

〔鉢呂吉雄君登壇〕

○鉢呂吉雄君 民主党の鉢呂吉雄です。

民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりましたいわゆる新テロ対策特措法案について質問をいたします。(拍手)

法案を議論するに当たり、まず、現行のテロ特措法に基づいて自衛隊が行ってきた六年間の活動の総括が不可欠であります。

民主党は、今回、予算委員会や党の外務防衛部門会議などで、政府に対して情報開示を求め続けてまいりましたが、重要な部分は全く明らかにされませんでした。政府は、作戦上の理由や隊員の安全、諸外国との関係を理由に、情報公開を拒否しております。しかし、アメリカは、自国の艦船の航海日誌で、補給を受けた日本の艦船名や給油量を公開しています。日本側は、同様の情報公開を拒否するか、資料が出てきても墨塗りだらけで、意味がありません。

総理は、所信表明で、国民と国会によく説明してと決意を述べられておりますが、我が国の補給艦がいつ、どこで、どのくらい給油、給水をしたのか、補給を受けた各国艦船がどのような作戦に

アメリカは、日本に比べますと驚くほど軍事事項を公開しています。情報公開を徹底すること、軍事組織に対する国民の監視、シビリアンコントロールを日常的に実現しているのだと考えますが、総理のシビリアンコントロールに対する考え方につき、答弁を願います。

国権の最高機関たる国会に、法律を議論するための必要な情報を提供しない外務省や防衛省に対し、総理として毅然たる姿勢で開示を断行させると同時に、国会が国政調査権を行使できるよう自民党総裁として指示すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

イラク作戦への燃料転用疑惑は、二〇〇三年五月六日に、米司令官の、空母キティホークは海上自衛隊から間接的に八十万ガロンの燃料補給を受けたという発言から、当時も国会で大きな議論となりました。

福田総理は、当時官房長官でした。翌日の二〇〇三年五月七日、福田官房長官は、そういうことは当然ないとアメリカに確認したと会見し、そのことについて、先日の予算委員会では、当時は当時の知見で答弁をしたと述べられました。二〇〇

三年五月七日時点では、だれに對し、どのような内容をアメリカに確認したのですか。給油量を確認しなかつたと言われておりますが、なぜアメリカ側に數量の確認をしなかつたのか、そうであれば、最初から意圖的に數量を改ざんする考えがあつたのではないか、アメリカとの確認した資料の提出を含め、総理の詳細な答弁を求めます。

その後、二日後の五月九日の記者会見では、官房長官、福田総理は、二十万ガロンの給油を認められた上で、キティーホーク一日分の消費量に当たるので、イラク関係に使われることはあり得ないと発言されました。これは、どの省庁からどのような経緯で伝えられ、官房長官として五月七日の会

今般「補給艦」ときわ「からベコスへの給油量は、実際には約八十万ガロンであり、集計表の転記ミスであったことを十月十日の予算委員会で石破大臣が答弁されましたが、昨日、その二〇〇三年当時から防衛庁はミスを知りながら訂正しなかったことが明らかになりました。子供でもわか

るようなミスで、しかも、当時からわかつていたのに訂正しない。これは単なるミスではなく意図的な改ざんであり、給油が法の目的に違反してイラク作戦に転用されていたことを国民と国会に隠ぺいしようとする最も悪質なうそで、シビリアンコントロールの本質にかかわる重大な問題だと考

えませんが、総理の答弁を求めたいと思います。

総理は、昨日、私まで疑われると発言されましたが、まさに総理の文民責任者の力量が疑われているのであるというふうに思います。文民の責任者が、海上幕僚監部という制服のうそを放置した

まゝ、國民と国会に対して虚偽の答弁を行った責任は極めて重いと言わざるを得ません。当時の官房長官、防衛庁長官である福田総理、石破防衛大臣はこの責任をどうとるつもりなのか、御答弁を願いたいのであります。

民主党は、うその経過を明らかにするため、当時の守屋武昌防衛局長、石川亨統合幕僚会議議長、古庄幸一海上幕僚長など八名の証人喚問を求めます。総理は、自民党総裁としてぜひ同意すべきと考えますが、御答弁を求めます。

また、二〇〇三年二月二十五日の補給艦「ときわ」の航泊日誌には、ミサイル搭載可能な米イ

ジス艦ボール・ハミルトンへの給油が記録されていることも今明らかになりました。これもイラク作戦に従事していた疑いが極めて強いとして、石破大臣は調査を約束されましたが、その結果につき御答弁を願いたい。

さらに、補給艦「とわだ」の航泊日誌が、保存期

先日の米国防総省の発表は、日本が補給した燃料を任務ごとに追及するのは困難であり、加えて、艦船は複数の任務につくというものでありました。実質的にテロ特措法の目的外の任務につくこともあることを表明したものと考えます。政府は、テロ特措法に基づく給油はイラク作戦に使う

最近、政府・与党が声高に主張する、インド洋への自衛隊派遣はシーレーン防衛であり、国益上を求めます。

重要だとの論調は、現行法や新法案の目的には一言も書かれておりません。シーレーン防衛は法の目的外と言わなければならないと思いますが、法案とシーレーン防衛の関係について、総理の見解を伺います。

本年八月末時点で、補給に要した経費は約二百二十一億円、派遣自衛隊員の人件費等活動経費を含むと総額約六百億円にも達します。この間、燃料の調達は二社の随意契約によって行われており、民主党はその情報公開を求めてまいりました。しかし、なぜ商社から購入するのか、その価格は適正なのかという核心部分については、全く

不透明なままであります。

折しも、守屋前防衛事務次官が防衛専門商社山田洋行元幹部からゴルフ、飲食接待を受けていたことが明らかになりました。航空機エンジン納入をめぐる口きき疑惑も浮上しております。小池前大臣は在職中、守屋前次官にそのようなうわさが

弁を願いたいのであります。

八十万ガロン問題とあわせ、守屋前次官の証人喚問が法案審議の前提と考えます。石破大臣も前向きと聞いておりますが、総理も自民党総裁として同意していただけますね。答弁を求めます。

アフガニスタンの今日の情勢は、残念ながら一

層混乱し、不安定化しております。多国籍軍による武力行使により、昨年だけで五千人以上の一般市民が巻き添え死亡したとも言われており、O E Fの司令官は、だれと戦っているのかわからなくなつたと述べております。国連アフガン支援ミッションも、二〇〇五年から六年にかけて自爆テロ

の件数が七倍にふえたと指摘した上で、軍事的手法のみでは短期的で不十分な結果しか出せない、反乱勢力の支持基盤を侵食し、封じ込め、減少させるためには、直ちに政治的な努力を行うことが必要であると述べております。治安、警察を再構

築し、クシ栽培から食料生産へ転換させる農業支
援、教育、医療への取り組み等が求められており
ます。

民主党は、テロ根絶には貧困の克服と生活の安
定が不可欠であると考えます。現在のテロ掃討作

戦がテロの抑止と治安改善に効果を上げていない現実を踏まえ、アフガニスタンの包括的な和平合意のための国際会議を主導し、和平合意に基づき、農地の復興やかんがい施設整備等による食料生産の確保、医療の提供、警察行政などの改革、被災民に対する援助を重点に行うなど、民生人道支援を中心とした民主党の考え方をまとめていき

たいと思います。

るる申し上げましたが、六年間の活動の総括がなされないまま、新法の議論を行うことはできません。その上で、あえて新法の問題点を提起したいと思います。

まず、本法案の目的は給油活動の継続にあります。

すが、給油活動の問題点については幾つも指摘してきたとおりであります。間違ったことを目的としていることが本法案の最大の問題点であります。

次に、国会承認を外すことはシビリアンコントロールの軽視であると断定せざるを得ません。今回、シビリアンコントロールの根幹を揺るがす問題が噴出していることから、なおさら実力部隊を海外に派遣する際には議会の承認を経ることが必須と考えますが、総理の御見解を求めます。

現行法の根拠とされ、新法にも引用されている国連安保理決議一三六八は、テロ行為を防止し抑止するため一層の努力を国際社会に求めています。自衛隊の派遣を直接的に要請する内容ではありません。また、この法案では決議一七七六に二度も言及していますが、決議の本文は、自衛隊の貢献に対する評価ではなく、ISAFの任務の一年延長であります。そもそも、決議一七七六の中にMIOへの謝意が盛り込まれたことは、日本政府のなりふり構わぬ働きかけ、ロビーイングによるものであることは公然の事実であります。政府が決議に謝意を潜り込ませ、それを根拠に法案をつくるのでありますから、ほとんどやらせと言ってもよいでしょう。

また、現在の活動を踏襲する以上、イラク作戦への転用や武力行使につながるという疑念を免れることはできません。政府は給油した艦船の行き先すら把握していないわけですから、そのような状況下でどのように活動を限定するのか。アメリカも他の作戦に転用することを否定できない中、活動の限定方法について、総理の御答弁を求めます。

本法案は一年の時限立法となっておりますが、これは、状況が好転するにせよ、悪化するにせよ、一年で撤収するということでしょうか。それとも、最初から延長ありきで漫然と活動を継続するつもりなのでしょうか。自衛隊を派遣する以上、どのような状況になったら撤収するという出口戦略が描けなければならないはずで、政府はどのような出口を想定しているのか、総理の答弁を求めます。

本法案が成立しない限り、九日後の十一月一日の期限をもって、海上自衛隊はインド洋から撤収することになります。この事態を引き起こしたの

は、野党が反対しているからではなく、すべて自民党、公明党、政府の責任であることを総理は深く認めるべきであります。参議院選挙後、活動継続が必要なら……(発言する者あり)

○議長(河野洋平君) 御静粛に願います。御静粛に願います。

○鈴木吉雄君(統) 参議院選挙後、活動継続が必要なら審議は十分にできたのであり、まさに与党のこの間のどたばた劇、無責任さばかりで、政権担当力のなさを見せつけた、その結果と言わざるを得ません。期限直前の今になって場当たり的な法案を出しても、参議院の与野党逆転の状況を見据えれば、法案成立は不可能であります。ここは法案を取り下げるべきと考えますが、総理の率直な考えを伺いたいのであります。(発言する者あり)

○議長(河野洋平君) 鈴木君、申し合わせの時間が過ぎました。なるべく簡単に願います。

議場の諸君は静粛に願います。

○鈴木吉雄君(統) この六年間の補給活動が、本当にテロ撲滅やアフガニスタンの安定に役立ってきたのか、目的外のイラク作戦に使われたのではないかというのを、国政調査権を活用して情報公開を徹底して行い、業者との癒着構造や、シビリアンコントロールを危機に陥れた隠微な体質をしつかり国民の前に明らかにすることが先決でなければなりません。

そして、国民への情報隠しや政官業の癒着を開くには、衆参のねじれを解消する衆議院の解散・総選挙で国民の信を問い、民主党に政権を明け渡すことであることを訴え、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田康夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田康夫君) 鈴木議員から、まず、自衛隊の活動における情報の開示についてのお尋ねがございました。

テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動については、法の趣旨にのっとって行われていることに国民の御理解が得られるよう、必要な情報の開示に努めるべきものでございます。

しかしながら、給油量の取り違え事案において、海上幕僚監部の担当課長レベルで情報の取り違えに気づいていたにもかかわらず、その上司や防衛省関係部局に報告が一切行われなかったことは、防衛省や自衛隊の事務処理のあり方に対する国民の信頼を損ねるとともに、シビリアンコントロールの観点からも問題であり、遺憾でござい

ます。私は、防衛大臣に対し、速やかに事案の調査を徹底して、厳正な処分と実効ある再発防止措置を講じるとともに、幹部職員初め全職員、全隊員が厳正な規律を保持し、真摯に職務に取り組むよう、組織の掌握、管理の徹底に全力を尽くすよう指示したところでございます。

今後とも、自衛隊の活動について国民の御理解を得るとともに、充実した法案審議に役立つよう、防衛省において私の指示を徹底させつつ、可能な限り積極的に情報開示を行わせていく所存でござい

ます。なお、開示が困難な場合は、防衛省においてその理由を明らかにして、丁寧に御説明をさせていただきます。

次に、情報公開とシビリアンコントロールに対する考え方についてお尋ねがございました。

シビリアンコントロールとは、軍事に対する政治の優先、軍事に対する民主主義的な政治統制を意味するものでございまして、我が国においても、国会、内閣、防衛大臣というさまざまなレベルでシビリアンコントロールが制度的に担保されており

ます。御指摘の情報公開は、国民に自衛隊の活動を知っていただき、シビリアンコントロールを補完していく上で重要な要素と考えております。

次に、国会への情報開示と国政調査権の行使についてお尋ねがございました。

充実した法案審議を行っていただくために必要な情報については、可能な限り御要望に応じて開示していきたいと考えております。

国政調査権の行使など具体的な国会運営に関することにつきましては、国会がお決めになることであり、私が申し上げる立場にありません。

政府といたしましては、国会から御質問があれば、一つ一つ誠意を持って御説明させていただきたいと考えております。

次に、平成十五年当時の私の記者会見での発言の経緯についてお尋ねがございました。

まず、平成十五年五月六日午後の私の記者会見で、イラク戦争に参加したキティホーク空母戦闘群の司令官が、海上自衛隊から米補給艦が給油を受けた旨の発言をしたことについて質問があり、私から確認をする旨の発言をしました。この司令官の発言の趣旨について、翌七日、米政府と米海軍は、海上自衛隊から提供を受けた燃料について、テロ対策特措法の趣旨、目的を外れて使用したことはなく、今後も使用することはあり得ない旨、米側に確認したとの防衛庁からの報告に基づき、同日午前の記者会見で私から、この報告内容の趣旨とともに、今のところそれ以上のことはわからないが、防衛庁の方でさらに調査する旨の発言をしたところでございます。

御指摘の五月九日の私の記者会見での発言は、同日の防衛庁からの二十万ガロンの補給及び消費についての追加報告に基づくものであります。これは、七日の記者会見を補足、追加するものではあれ、御指摘のような食い違いはなく、そのときの私の発言の趣旨は一貫していると考えております。

この経緯に関する資料の提出については、でき

る限り対応いたします。

次に、給油量の取り違え、私の官房長官時代の答弁及び証人喚問についてお尋ねがございました。給油量の取り違えについては、海上幕僚監部の担当課長レベルで重大な情報の取り違えに気づいていたにもかかわらず、その上司や防衛省関係部に報告が一切行われなかったことは、防衛省や自衛隊の事務処理のあり方に対する信頼を損ねるとともに、シビリアンコントロールの観点からも問題であり、遺憾であります。

また、この結果として、私が国会等の場において誤ったデータを用いて答弁したことは、まことに遺憾でございます。

給油量の取り違えについては、さきに申し上げたように、私は、防衛大臣に対し、速やかに事案の調査を徹底して、厳正な処分と実効ある再発防止措置を講じるとともに、幹部職員を初め全職員、全隊員が厳正な規律を保持し、真摯に職務に取り組むよう、組織の掌握、管理の徹底に全力を尽くすよう、具体的な対策について指示したところでございます。

充実した法案審議を行っていただくため、政府として、給油量の取り違えが発生した当時の経緯も含め、できる限り丁寧に御説明をさせていただく考えですが、証人喚問など具体的な国会運営に関することについては、防衛省における調査結果なども踏まえつつ、国会において決められることであると考えております。

先日の米国防総省の発表についてのお尋ねがございました。

御指摘の米国防総省の発表は、日本が補給した燃料を給油の時点から消費されるまで追跡することとは複雑な作業であるとしながらも、すべての米艦船が不朽の自由作戦を支援するために日本からの給油を受けていたことが確認され、また、米政府は、日本がOEFに参加する艦船のみに燃料を補給するという日本政府との合意に誠実に従ってきたことが情報により裏づけられたとの趣

旨を声明したものでございます。これは、海自補給艦から給油された燃料がテロ対策特措法の趣旨に合致して適切に使用されていることを改めて確認したものでございます。

次に、テロ対策特措法及び本法案と海上交通の安全確保との関係についてお尋ねがございました。

インド洋における海上阻止活動は、国際的なテロリズムの防止、根絶のための国際社会の取り組みであり、海上自衛隊の補給活動は、そのような海上阻止活動実施の重要な基盤であると認識しております。

海上交通の安全確保につきましては、現行法や補給支援特措法案が直接目的としているものではありません。しかしながら、我が国は、補給活動を通じて、インド洋における海上交通の安全にも貢献しているのは事実でございます。これは原油需要の約九割を中東に依存し、資源の多くを海上輸送によつて輸入している我が国にとって、安定的な石油供給の確保という国益にも資するものと考えております。

次に、守屋前次官の証人喚問についてお尋ねがございました。

すべての公務員は、その立ち居振る舞いが国民から疑念を持たれることのないように、日ごろから意識を高く持つべきことは言うまでもありません。

御指摘の疑念についても、今後、充実した法案審議を行っていただくためにも、政府として、できる限り丁寧に御説明させていただく考えでございます。

ただし、証人喚問など具体的な国会運営に関することについては、先ほども申し上げましたように、国会がお決めになることであると考えております。

次に、国会承認についてお尋ねがございました。現行のテロ対策特措法における国会承認の対象

は、基本計画に定められた協力支援活動、捜索救助活動または被災民救援活動を実施することについてでございます。

このようなテロ対策特措法における国会承認の対象に相当するものについて、本法案においては、活動の種類及び内容を補給に限定し、また、派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても法定することとしております。したがって、本法案が国会において可決、成立すれば、成立後、重ねて国会承認を求める必要はないと考えられるため、国会承認に関する規定は設けておりません。このように、本法案では国会の関与は的確に確保されているものと考えております。

なお、本法案では有効期間を一年としており、その時点において活動を継続するか否か、改めて国会の御判断をいただくこととしたしております。

次に、補給支援活動の対象についてお尋ねがございました。

これまで、テロ対策特措法に基づく我が国の協力支援活動については、これが同法に基づくものであることを対象国との間の交換公文に明記するとともに、補給の都度、その艦船が法の趣旨に沿った活動に従事していることについて確認を行つてきております。したがって、我が国が補給した燃料については、テロ対策特措法の趣旨に沿つて適切に使用されているものと認識をいたしております。

新法案に基づく補給支援活動についても、その対象となる艦船がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事するものでございまして、その艦船に対して補給支援活動を実施することがテロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に役立つものと認められることが必要であります。

このような本法案の趣旨等につきましては、本法案成立後、諸外国に対し十分に説明するとともに、対象となる艦船についても活動内容等を勘案して判断していくこととなります。

いずれにせよ、我が国が補給する艦船用燃料等が新法の趣旨に沿つて適切に使用されるよう、新たな交換公文の締結など適切な措置を検討していきたいと考えております。

次に、いわゆる出口戦略についてのお尋ねがございました。

国際社会によるテロとの闘いは依然として続いております。国際社会が引き続きテロとの闘いに一致して取り組んでいく中、我が国としても、これを我が国自身の安全保障の問題と認識した上で、引き続き国際社会の責任ある一員として積極的かつ主体的に寄与していくことが肝要でございます。

議員御指摘の海上自衛隊の撤収の条件につきましては、一概に申し上げることは困難ですが、その上であえて申し上げます。例えば、アルカイダ等の活動状況、国際社会におけるテロとの闘いの取組の推移、我が国として果たすべき役割等、種々の要素を総合的に勘案して、テロとの闘いにおいて我が国としてふさわしい役割を果たしていく上で、自衛隊による補給活動を継続することが必ずしも必要でなくなつたと判断した場合には撤収することとなります。しかしながら、現時点でその時期を申し上げるのは困難でございます。

次に、法案を取り下げるべきとお尋ねがございました。

インド洋における海上阻止活動は、アルカイダ等の移動を抑制し、この海域の平和と安全に貢献するなど、大きな成果を上げております。我が国の補給活動は、この海上阻止活動の重要な基盤であり、我が国はこれを通じ、国際的なテロリズムの防止、根絶のための国際社会の取組の一翼を担い、結果としてインド洋における海上交通の安全の確保にも貢献しております。

このような意義を十分に認識して、イスラムの国であるパキスタンも含め、多くの国がおのの持てる能力を持ち寄り、協力して海上阻止活動

を実施しております。我が国としても、その持てる能力と憲法の範囲内で何が出来るかを真剣に検討した結果、現在の補給活動を行っているところであります。

テロとの闘いが道半ばである現在、また、他の国が我が国が直接行っていないアフガン本土における活動に犠牲者を出しつつも忍耐強く協力していく中で、我が国だけが補給活動から脱落することがあってよいのでしょうか。日本の国益を預かる私には、到底そのようには考えられません。だからこそ、政府は本法案を国会提出したところでごさいます、国会の御理解をぜひともいただきたいと思っております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣石破茂君登壇)

○国務大臣(石破茂君) 鉢呂議員から四点御質問を賜りました。

まず、給油量取り違え事案についてのお尋ねでございます。

ただいまの総理の御答弁にもありましたように、本件につきましては、担当課長レベルで重大な情報の取り違えに気づいていたにもかかわらず報告が一切行われなかったことは、文民統制にかかわる極めて重大な問題であり、まことに遺憾であると考えております。

防衛省といたしましては、本件の重大性にかんがみ、昨日、私を委員長といたします文民統制の徹底を図るための抜本的対策検討委員会を設置したところであり、今後、速やかに調査結果を明らかにいたしますとともに、厳正な処分を行い、加えて文民統制の徹底を図るとの観点から、再発防止の徹底を含め、抜本的な措置を講じてまいる所存であります。

アメリカ巡洋艦ボール・ハミルトンへの給油についてのお尋ねをちょうだいいたしました。

海上自衛隊補給艦「ときわ」は、二〇〇三年二月二十五日にアメリカ巡洋艦ボール・ハミルトンに

対し約二十万ガロンの燃料を給油しておりますが、ボール・ハミルトンへの補給について米軍等との間で調整を行いました際、同艦が海上阻止活動に従事していることにつき確認を行っております。

ボール・ハミルトンの燃料消費量について承知をしておるわけではございませんが、同艦は海上自衛隊のイージス艦と同程度の大きさであり、また、同じ型のエンジンを搭載していると見られるところ、海上自衛隊イージス艦の燃料消費量から推察いたしますに、対イラク武力行使が開始された三月二十日までに「ときわ」が給油した約二十万ガロンの燃料はすべて消費されたと考えられ、こうした点からも海上自衛隊の燃料がイラクのオペレーションのために使用されたとは考えておりません。

次に、防衛省の文書管理についてお尋ねをいただきました。

防衛省においては、情報公開法に基づき防衛大臣が定めた規則等により、行政文書の管理を行っております。今般の「とくだ」の航泊日誌の誤廃棄につきましては、現在、その原因の詳細な調査を行っており、結果を踏まえて厳正に対処いたしますとともに、結果を取りまとめ、速やかに御報告をいたすことといたしております。

重要な自衛隊の活動に係る文書の保存のあり方につきましては、今後、所要の検討を推し進め、必要な措置を講じてまいります。

最後に、守屋前防衛事務次官と商社の元専務との関係に関する確認についてお尋ねをちょうだいいたしました。

守屋前次官と元専務との関係について、報道等において、ゴルフ、飲食接待、装備品調達等をめぐる種々の指摘がなされることにつきましては、防衛省といたしましても、本人への事情聴取も含め必要な確認を行っております。

このうち、守屋前次官と元専務との交際につき、防衛省として守屋前次官に聴取したところ、

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案の趣旨説明に対する鉢呂吉雄君の質疑 海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案の趣旨説明に対する富田茂之君の質疑

利害関係者とのゴルフを禁じた自衛隊員倫理規程が施行された平成十二年四月以降も、事務次官在任中をも含め、守屋氏が元専務とのゴルフをしていたことが確認されました。

みずからも自衛隊員であり、隊員の範となるべき事務次官という立場にあった者がかかる不適切な行為を行っていたことは、あるまじきことであり、まことに遺憾であると承知をいたしており、本件につきましては、今後とも、防衛省として必要な確認を行ってまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 富田茂之君。

(富田茂之君登壇)

○富田茂之君 公明党の富田茂之です。

私は、公明党を代表いたしましたして、ただいま議題となりましたテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案に関しまして、総理並びに関係各大臣に対し、質問いたします。(拍手)

六年前、アメリカを襲った九・一一同時多発テロ事件は、人類全体を恐怖のどん底に陥れるとともに、国際テロの脅威を全世界に認識させました。私の高校時代の同級生も、この事件でとうとう命を失いました。

同時多発テロを引き起こしたテロ組織アルカイダは、アフガニスタンにおいて訓練を施したテロリストを世界に送り出すなど、同国やその周辺をテロの温床として活動してきました。

国際社会は、同国を再びテロの温床としないという強い意志のもと、O.E.F.、不朽の自由作戦と名づけられたテロとの闘いを開始、対イラク攻撃に参加しなかつたフランス、ドイツ、カナダを含め約四十カ国がこの作戦に参加しています。陸上での掃討作戦に加え、海上阻止活動により、テロリストや武器、資金源となる麻薬等が海上を通じて移動し、世界に拡散することを防止していま

す。テロとの闘いは、国際社会の最重要課題にほかなりません。

そこで、総理にまず、テロとの闘いに臨む決意について伺います。

我が国も、同時多発テロ事件の直後、国連安保理決議一三六八号を初めとする累次の安保理決議を踏まえ、国際テロの防止、根絶のための国際社会の取り組みに積極的かつ主体的に寄与するために、テロ対策特措法を速やかに制定いたしました。

悪天候でも給油できる高い練度と技能を有し、長期的、安定的に給油、給水活動を行える海上自衛隊の存在が、インド洋で各国が従事するテロ対策海上阻止活動を支える重要な基盤となっております。このような我が国の貢献に対して、各国から高い評価と謝意、継続への要請が寄せられていま

す。このような国際社会からの要請にこたえるためにも、公明党は給油活動を継続する必要があると考えますが、その前提として、海上阻止活動がこれまでどのような成果を上げていたのか、テロ対策海上阻止活動を補給支援することによる意義があるのか、防衛大臣に、国民にわかりやすく具体的に説明していただきたいと思ひます。

現行法で規定されている国会承認の規定が削除されている点をとらえて、文民統制が弱まることの批判がありますが、誤った批判です。

本法案では、現行法で国会承認の対象となつてゐる基本計画に書かれた内容そのものが法文に直接書き込まれてゐます。そのため、法案審議の対象と事後承認の対象とが全く同じものとなります。法案審議が事前承認の意味を持つことになり、民主党の皆さんが現行法審議の際要求されていた事前承認手続が、今回、法案審議という形で実現されたとも言えると思ひます。

公明党は、文民統制の観点から、適切な期間で国会がチェックできるような制度上の保証が重要と考え、法案の期限を一年とし、延長する場合に

も一年ごとに必ず国会がチェックできるようにしました。一年ごとに国会審議を行うことは、その後一年間の活動の事前承認を審議するのと同じことになるのですから、国会承認がなくなったといつても、文民統制が弱まったわけではなく、むしろ基本計画の事後承認を規定した現行法よりも文民統制は強化されたと言えます。総理のこの点に関する御認識をお伺いします。

海上自衛隊がインド洋で米国艦船に給油した燃料の転用疑惑について、政府はこれまで、テロ対策特措法の趣旨に沿って適切に使用されたと説明してきました。

去る十八日、米国防総省は、補給燃料の転用を否定する声明を発表しました。その要旨は次のようなものでした。

米国防総省は、日本政府に対し、米国防中央軍の作戦海域内において日本からの給油を受けたすべての米国艦船は、OEFを支援するために日本からの給油を受けたことを確認した。米国防総省は、日本がOEFに参加する艦船のみに燃料を補給するという日本政府との合意に誠実に従ってきたと考えており、提供している情報がこれを裏づけるものと考えている。

外務大臣、防衛大臣はこの声明をどのように評価いたしますか。

転用が問題とされる以上、誤解を招かない工夫が必要でです。

本法案では、補給対象を「テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船」と絞り込んでおり、これにより他の任務で活動している艦船に対し給油されることはなくなりま

す。もう一歩突っ込んで、転用の疑いが生じやすい補給艦に対する補給を認めない等の工夫が考えられますが、このような制限を加えなかったのはなぜでしょうか。法案担当者である官房長官の説明を求めます。

また、外交文書である交換公文での取り決めにとどまらず、例えば実施要項等の細則の明文化、

あるいは補給を受けた艦船の補給後の航路日誌等の開示等を通じて、新たな転用疑惑を招かないような工夫が必要と思われますが、外務大臣、防衛大臣はこの点をどのように考えられますか。

次に、我が国が補給支援活動から撤退した場合の影響についてお伺いします。

本法案の成立が現行法の期限に間に合わないければ、十一月二日には、世界が見守る中、インド洋から我が国の海上自衛隊の補給艦船が撤退を始めることになります。

唯一、イスラム教国で活動に参加しているパキスタンのイクバル国防大臣は、我が国の活動を、世界のテロとの闘いの一部をなすものであり、テロ特措法の活動が延長されることは大変重要、この延長、支援なしでは自分たちは続けることは難しいと、日本の補給支援活動が中止されれば、燃料を日本に依存してきたパキスタン海軍も活動ができなくなるとしています。

日本が撤収することによって、海上阻止活動の脆弱化を招き、抑止効果が弱まり、アフガニスタンにおけるテロリストの活動が活発化するようなことになれば、アフガニスタン本土の治安維持活動を行う各国の部隊に甚大な被害が生ずることさえあり得るのではないかと懸念を抱きます。

そのような事態とならないよう、野党の皆様にも御理解をいただきながら、何としても一刻も早く新法の成立を目指していかなければならないと考えますが、仮に海上自衛隊が撤退することになれば国際社会にどのような影響を与えるか、外務大臣並びに防衛大臣にお尋ねします。

総理は、去る十九日、シニア駐日アメリカ大使に対し、海上自衛隊の給油活動について、一時中断もあり得ると述べたとの報道があります。また、総理は近々、ブッシュ・アメリカ大統領と会談する予定と伺っております。

在日米軍駐留経費の日本側負担、在日米軍再編、米国の北朝鮮へのテロ支援国家指定解除等の懸案が重要な局面を迎える中、給油継続問題、特

に本法案成立の時期、給油活動再開の見通し等に加え、これら諸課題について総理がどのような見解を表明するか、国際社会は大変な注目をしております。どのような決意で日米首脳会談に臨まれるか、総理の御決意を伺います。

補給艦「ときわ」の補給燃料量の取り違えや、その後の上司への報告ミス、補給艦「とわだ」の航路日誌の保存期間内の破棄等々、防衛省の情報管理はさききわまりない。特に、担当課長レベルで補給燃料量の情報の取り違えに気づいていたにもかかわらず、報告が一切行われなかったことは、文民統制にかかわる極めて重大な問題であると指摘せざるを得ません。

防衛省では、昨日、本件に関し、我が党の要求にこたえて、速やかに調査結果を明らかにするとともに、厳正な処分を行い、再発防止の徹底を含め、抜本的な措置を講じるべく、大臣を長とする検討のための委員会を立ち上げたとのことですが、いつまでに調査結果を明らかにし、いつまでに検討を終えて抜本的な措置を講じるのか、期限を明らかにすべきと考えます。本法案の審議に関連する重要な問題ですので、今月末までに期限を区切るべきと考えますが、防衛大臣の所見をお伺いいたします。

また、守屋武昌前防衛次官が防衛専門商社の元専務とたびたびゴルフや飲食をともにしていた等の疑惑が表面化しました。次々と報道される疑惑に国民はあきれ果てています。灼熱のインド洋上で黙々と任務に従事する海上自衛隊の隊員に、守屋前次官は我が身にやましいことは一切ないと弁明できるのでしょうか。アフガニスタンがテロの温床とならないよう、本法案の審議を始めようとしていたのに、防衛省が疑惑の温床となつては、国民に本法案の理解を求めることすら困難になります。防衛省の責任者である防衛大臣は、この問題について今後どのように対処されるのか、見解をお示しいただきたい。

最後に、テロの防止、根絶、そしてアフガニスタン

タンの復興のために日本が果たす役割は大きいと考えます。我が国は、海上自衛隊の活動とともに、アフガニスタン復興に対する民生分野の支援を車の両輪として行つてまいりました。これまで幅広い分野で総額約一千四百億円以上の政府開発援助等を実施してきましたが、これは、アメリカ、イギリスに次いで三番目の額となります。

このように世界に誇るべき貢献を主体的かつ積極的に我が国が行っていることを、残念ながら多くの国民が知りません。どうか、テロ対策とアフガニスタン復興への我が国の取り組みについて国民の理解が進むよう、政府が一体となつて説明に力を注がれるよう切望いたします。

国際テロを我が国が戦後一貫して貫いてきた平和主義への重大な挑戦であると受けとめ、国際社会と一致団結し、テロとの闘いを継続し、我が国が世界の平和と安定に寄与することを念願し、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣福田康夫君登壇)

○内閣総理大臣(福田康夫君) 富田議員にお答えをいたします。

テロとの闘いに臨む決意についてのお尋ねでございます。

二〇〇一年九月の米国同時多発テロ事件を受け、不朽の自由作戦を中心とするテロとの闘いにより、アフガニスタンをアルカイダの拠点として利用させていたタリバン政権は崩壊しました。他方で、依然としてアルカイダの影響を受けたと見られるテロ活動も各地で見られ、テロとの闘いは長期にわたる闘いでありま

す。二〇〇一年九月の米国同時多発テロは、日本人二十四名も犠牲になったものであり、決して人ごとではありません。また、何よりも、テロリズムは我が国の平和と繁栄がよつて立つところの自由で開かれた社会に対する挑戦であり、この闘いは我が国自身の国益にかかわるものであります。

このような基本認識のもと、国際社会と連携してテロとの闘いに取り組むことが、我が国の国際

先月二十六日に行われましたブッシュ大統領との電話会談などで、私の訪米を早期に実現することとで一致をいたしております。私にとりまして総理就任以来初めての訪米となるこの機会に、日米同盟の一層の強化、日米同盟とアジア外交の関係など、我が国外交のかねめである日米関係の基本的考え方につき意見交換を行うとともに、日米が直面するさまざまな課題について、日米でどのよ

こうした観点から、現行のテロ対策特措法のもとでも、海上自衛隊の補給艦から他国の補給艦への給油も行われているところであります。この給油は、相手国との確かな信頼関係のもとに実施さ

ことが裏づけられたとしております。

政府としては、従来から、これまでに我が国がテロ対策特措法に基づいて実施した対応措置が〇ＥＦに従事する諸外国の軍隊等を対象としている

また、我が国はテロとの闘いへ消極姿勢である
と国際社会に受けとめられ、米国を含む各国の対
ります。

日姿勢に影響するおそれがあります。一九九〇年の湾岸戦争以来、我が国が国際社会の平和と安定に貢献するために積み重ねてきた努力と実績を無にすることがないよう、この補給活動を継続していくことが必要だと思います。(拍手)

(国務大臣石破茂君登壇)

○国務大臣石破茂君 富田議員にお答えを申し上げます。

まず、海上阻止活動の成果と補給支援の意義についてのお尋ねをいただきました。

インド洋における海上阻止活動は、国際社会のテロとの闘いの一端を担うものであります。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯を中心にアルカイダなどの活動拠点が存在していると言われ、また、アフガニスタンは世界のアヘンの九割以上を生産しており、これがテロリストの資金源ともなっておりと見られております。この海上阻止活動は、アルカイダなどのテロリストがこの海域を利用して移動、逃走したり、武器弾薬、麻薬などが拡散することを阻止、抑止する上で極めて重要であります。

我が国は、石油資源のほぼすべてを輸入に頼っております。そしてまた、そのうち約九割を中東に依存をいたしております。このような我が国にとりまして、資源の安定的供給は国民生活上極めて重要であります。この海上阻止活動は、中東地域から我が国への海上輸送路に当たるこの海域の平和と安定を維持することにも資するものであります。

海上阻止活動は、二〇〇六年の一年間だけで約九千回の不審船に対する無線照会及び約二百回の乗船検査を実施しておりますが、例えば無線照会数は、二〇〇五年の一万四千回から約三五％減少するなど、年々減少傾向にございます。これは、当該海域におけるテロリストなどの移動や活動が減少した証拠であり、海上阻止活動が抑止効果を発揮しております何よりの証左であると考えております。

インド洋での海上自衛隊による補給活動は、このような重要な意義を有する海上阻止活動に参加する各国艦船の作戦効率の向上に大きく寄与しており、その重要な基盤となっております。かつ、危険を伴う洋上におきまして安定かつ正確な補給活動を行いますためには高い技術と能力が必要とされるのであり、また、補給艦を多数保有し国外に派遣する余裕のある国は極めて限られておりますことなどから、このような活動は我が国に最もふさわしい形で貢献であると考えております。

次に、米国防省の発表についてのお尋ねがございました。

御指摘の米国防省の発表は、米国防省の作戦海域内において日本からの給油を受けたすべての米国防艦は、OEFを支援するために日本からの給油を受けていることを確認いたしましたこと、また、米国防省は、日本がOEFに参加する艦船のみに燃料を補給するという日本政府との合意に誠実に従ってきたと考えているとしております。

これは、海上自衛隊補給艦から給油された燃料がテロ対策特措法の趣旨に沿って適切に使用されていることを改めて確認したものであると考えております。

政府といたしましては、このような国際社会からの期待、評価の中、海自の補給活動の中断により、世界約四十カ国が参加し、G8諸国ではロシアを除くすべての国が参加する国際社会の一致した取り組みから我が国が抜けてしまうことがないよう、新法の早期成立に向け、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

燃料の転用について疑惑を招かないような工夫についてのお尋ねをちょうだいいたしました。

本法案におきましては、補給支援活動の対象を「テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船」といたしております。実際に補給支援活動を実施するに当たって、個別の艦船が対象となるか否かにつきましては、補給支援活動はあくまでもテロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に資すると認められる場合に限り実施するものであることなど、本法案成立後、諸外国に対し本法案の趣旨などを十分に説明いたしました上で、対象艦船の活動内容を勘案し、総合的に判断することとなります。

まず、給油量取り違えの件につきましては、当時、現地の派遣部隊から送付されてまいりました給油量に関するデータを海上幕僚監部において集計する作業を行った際に、担当者が、米補給艦への給油量を、同じ日に給油した他艦艇への給油量と取り違えて数字を入力したことによるものであります。

いづれにせよ、具体的な運用のあり方につきましては、本法案の趣旨を踏まえ、補給した燃料が

適切に使用されることを確保しつつ、より透明性を高めてまいれる所存であります。

海上自衛隊が補給支援活動から撤退した場合の国際社会への影響についてのお尋ねをちょうだいいたしました。

先ほどもお答えをいたしましたように、我が国海上自衛隊の極めて高い補給能力は、海上阻止活動に参加する各国艦船の作戦効率の向上に大きく寄与し、その重要な基盤となっております。このような我が国の活動に對します各国からの評価は高く、活動継続に対する期待は強いものがございます。

次に、航泊日誌の保存期間内の廃棄の件につきまして、海上自衛隊補給艦「とわだ」の航海科員が、本来廃棄してはならない航泊日誌を、当該日誌の管理責任者である艦長の許可を受けず、過去の航泊日誌とともに誤って廃棄をしてしまったものであります。

なぜこのような事態が生じたかにつきまして、当時の関係者から事情を聴取し、より詳細な調査を行っており、結果を踏まえて厳正に対処いたしますとともに、この結果を取りまとめ、速やかに御説明をいたす予定にしております。

防衛省といたしましては、これらの事実を踏まえ、文民統制の徹底を図る観点から、再発防止の徹底を含め、抜本的な措置を講ずるべく、昨日、私を長といたします文民統制の徹底を図るための抜本的対策検討委員会を立ち上げたところであります。

先ほども御答弁申し上げたことでございますが、これは個人の責任に帰して、それで終わりというものだと私は考えておりません。抜本的な、組織的な、そのような対策が必要であると考えております。

議員から、期限はいつまでかというようなお尋ねをちょうだいいたしました。

このような事案に対応するための対応策はできるだけ早急に取りまとめ、発表する所存でございますが、構造的な問題につきましては、濃密な議論を行い、できるだけ早く成案を得たい、このように考えておるところでございます。

次に、前防衛事務次官が商社の元専務とゴルフなどをともにしておった件に関する事実の説明責任についてお尋ねをいただきました。

前次官と元専務との交際につき、防衛省として守屋氏に聴取したところ、利害関係者とのゴルフを禁じた自衛隊員倫理規程が施行された平成十二年四月以降も、事務次官在任中を含め、前次官が元専務とのゴルフをしておったことが確認されました。

防衛省におきましては、事務次官みずからも自衛隊員であります、隊員の範となるべき事務次官という立場にあった者、そして、この時期、有事法制あるいはイラク派遣、そして実際にイラクに派遣をし、そしてまたインド洋において活動しておる、そのように隊員全員が不眠不休でこのような活動に取り組んでおるときに、かかる不適切な行為を行っていったということは、あるまじきことであり、まことに遺憾であると考えております。

私として、本件につきまして、今後とも必要な確認を行ってまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 赤嶺政賢君。

(赤嶺政賢君登壇)

○赤嶺政賢君 私は、日本共産党を代表し、新テロ特措法案について質問します。(拍手)

まず、海上自衛隊の給油活動をめぐる隠ぺい問題です。

私は、二〇〇三年五月、この問題を追及しました。イラク戦争から横須賀に戻ってきた米空母キティホークの艦長が、海上自衛隊から八十万ガロンの給油を受けたと発言しました。これを受け、具体的な事実の確認を求めたのであります。そのとき、福田総理、石破防衛大臣は、イラク作戦には使っていない、給油した二十万ガロンは一瞬にしてなくなったと説明したのであります。ところが、政府は今になって事務的ミスだったと言ひ出し、さらに、四年前の当時から海幕の担当課長が事実を知りながら隠していたというのであります。言語道断であります。

これは、担当者の責任で済まされる問題ではありません。いかなる理由であれ、政府が自衛隊による隠ぺいを許したことが重大なのであります。福田総理、石破大臣は、この責任をどうとるのですか。

石破大臣は、当時、私の質問に、改めて米側に

確認したから間違いないと答弁しましたが、キティホークの参謀長も、任務はイラク作戦だけだったと証言しています。米側にどのような確認をしたのか、はつきりすべきです。

この際、これまで指摘されてきた他の転用疑惑も含め、海上自衛隊の活動と給油を受けた外国艦船の活動の全容を明らかにすることを政府に求めます。

徹底的な事実解明のため、守屋前防衛事務次官を初め、関係者の証人喚問を強く求めます。

今必要なことは、アフガニスタン情勢を安定させ、テロを根絶するために求められていることは何か、そのために日本は何をなすべきかを根本から議論することです。

私は、現地を三度訪問しました。戦争でテロはなくせないというのが私の痛切な実感です。

アメリカによる報復戦争開始から六年、アフガニスタンは今、深刻な情勢悪化に直面しています。反政府勢力と米軍、ISAFとの間で戦闘が激化しています。ことし九月の国連アフガニスタン支援ミッションの報告書は、外国軍隊による空爆と民間人への犠牲、アフガン人の尊厳を傷つける行動が自爆攻撃を急増させたと述べています。

テロに対して報復戦争で対応したことが、軍事攻撃とテロの拡大という悪循環をつくり出してきたのではありませんか。この路線の行き詰まりは今や明らかではありませんか。

今、アフガニスタンでは、カルザイ大統領自身が、タリバンを含む反政府勢力との政治的な対話による和平を追求する方向にカジを切りかえています。報復戦争をやめ、政治的交渉による和平を追求する。それと一体になってこそ、貧困、干ばつ対策などの民生支援も実効あるものになるのであります。そういう環境をつくる外交努力こそ、今、日本はやるべきです。政治的解決の最大の障害になっている報復戦争への支援は中止すべきです。こうした方向こそ、憲法九条を持つ日本が果たすべき国際貢献ではありませんか。

新法なるものは、報復戦争への軍事支援にしがみつ、これまで続けてきたインド洋での多国籍軍への補給活動をこれまでどおり継続するものにはかなりません。

戦争でテロはなくせないことが明らかになり、毎日新聞の世論調査でも、六割以上が、給油活動はテロを抑えるのに役立っていないと答えています。にもかかわらず、政府が軍事支援に固執するのはなぜですか。

また、政府は、補給対象をテロ対策海上阻止活動、すなわちOEF・MIOを行う艦船に限定したと言いますが、洋上補給活動に関して、現行法とどこが違いますか。

この間、高村外務大臣は、アフガン空爆は対象としない、石破防衛大臣は、補給艦への給油は中止したいと言ってきましたが、それらはどこに規定されていますか。複数の任務につく米軍艦船への補給は法律上除外しているのですか。

実際に、米軍艦船は、インド洋上の海域で、海上阻止活動だけでなく、アフガン、イラク、ソマリアへの空爆から海賊対策まで、その時々米軍の判断で必要とする作戦を遂行しているのではありません。おおよそ、日本の法律で米軍の活動を限定することなどできないのではありませんか。

さらに、国会の事後承認条項さえ削除したことには極めて重大です。今でも政府が自衛隊による隠ぺいや資料の破壊を把握できていないのに、一体どうやって自衛隊の活動をチェックするのですか。国会の監視がなければ、防衛機密を盾にした隠ぺい体質、現場の暴走に歯止めをかけられないのではありませんか。

最後に、憲法違反の米軍戦争支援をやめ、インド洋からもイラクからも自衛隊を直ちに撤退させるよう求め、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣福田康夫君 赤嶺議員の御質問にお答えをいたします。

まず、給油量取り違えについてのお尋ねがございました。

海上幕僚監部の担当課長レベルで重大な情報の取り違えに気づいていたにもかかわらず、その上司や防衛省関係部局に報告が一切行われなかったことは、防衛省や自衛隊の事務処理のあり方に対する信頼を損ねるとともに、シビリアンコントロールの観点からも問題であり、遺憾でございます。

また、この結果として、私が国会等の場において誤ったデータを用いて答弁したことは、まことに遺憾でございます。

私は、防衛大臣に対し、速やかに事案の調査を徹底して、厳正な処分と実効ある再発防止措置を講じるとともに、幹部職員を初め全職員、全隊員が厳正な規律を保持し、真摯に職務に取り組むよう、組織の掌握、管理の徹底に全力を尽くすよう指示したところでございます。

今後とも、自衛隊の活動について国民の御理解を得るとともに、充実した法案審議に役立つよう、防衛省において私の指示を徹底させつつ、可能な限り積極的に情報開示を行わせていく所存でございます。

なお、開示が困難な場合は、防衛省においてその理由を明らかにして、丁寧に御説明をさせていただきます。

次に、自衛隊及び給油を受けた外国艦船の活動についてのお尋ねがございました。

テロ対策特措法に基づく自衛隊の補給活動については、法の趣旨にのっとり行われていることにつき国民の御理解が得られるよう、情報の開示に努めるべきものと考えております。

自衛隊及び給油を受けた外国艦船の活動内容については、自衛隊や各国の部隊運用や要員の安全確保等のため開示できない場合もございますが、各国の理解を得ながら、可能な限り積極的に情報を開示してまいります。

次に、アフガニスタンにおけるテロを撲滅するための方策についてのお尋ねがございました。

九・一一のテロの脅威を除去するために関係国が行った軍事作戦によりタリバン政権が崩壊した

結果、アフガニスタンにおける一連の政治プロセスが可能となり、アフガニスタンの人々が、男女を問わず、政治、経済、社会のさまざまな局面で新しい国づくりに参加できるようになりました。

アフガニスタンが再びテロの温床とならないようにするためには、人道復興支援と治安・テロ対策の双方に取り組むことが必要でございます。我が国は、厳しい治安状況の中でも知恵を絞って、これまで政治、治安、復興等の幅広い分野で支援を実施してきております。実施額では米次に次いで第二位となっております。我が国のこのような支援は、アフガニスタン政府を初め国際社会から高い評価を得ております。

他方、人道支援や復興支援によって治安・テロ対策は代替はできません。引き続き、国際社会と緊密に協力しつつ、テロ発生を助長する貧困等の除去及び海上自衛隊によるインド洋での補給活動を含め、国際的なテロリズムの防止のために幅広い取り組みを行ってまいります。

次に、我が国がアフガニスタンの和平達成や民生支援による外交努力を行うべきとの御提案がございました。

タリバン政権崩壊後の二〇〇一年十二月、アフガニスタン国内の各派は、以後の和平の進め方に関して合意を達成しました。我が国は、この合意達成直後の二〇〇二年一月に、関係諸国を集め、東京でアフガニスタン復興支援国際会議を開催しました。その他においても、元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰、いわゆるDDRで主導的な役割を果たす等、これまで同国の和平、復興に積極的に貢献してまいっております。

他方で、テロリスト掃討作戦の継続、アフガニスタンへの新たなテロリストの流入や武器取引の阻止、抑止、テロリストの資金源となる麻薬取引の阻止、抑止、これらもアフガニスタンの治安改善、悪化防止のために極めて重要であり、国際社会が団結して取り組んでいるところであります。我が国の補給活動も、こうした国際社会の一致した努力への協力であり、決して報復戦争への支援

ではありません。

重要なことは、国際社会として、和平を求めるアフガニスタン国民の努力を人道復興支援と治安・テロ対策の両面において粘り強く支援していくことでありまして、我が国としてもできる限りの協力を行っていきたく考えております。

次に、給油活動とテロの抑止についてのお尋ねがございました。

海上自衛隊の海上阻止活動は、これまでの約六年にわたる活動の結果、インド洋におけるアルカイダ等の移動を抑止し、この海域の平和と安全に貢献するなど、大きな成果を上げております。我が国のインド洋における補給活動は、海上阻止活動実施の重要な基盤であり、先般採択された国連安保理決議一七七六号にも示されているように、国際的にも高く評価され、活動の継続が強く期待されております。我が国は、この活動を通じて、国際的なテロリズムの防止、根絶のための国際社会の取り組みの一翼を担い、結果としてインド洋における海上交通の安全の確保にも貢献をいたしております。

我が国としては、テロとの闘いにおける我が国の国際的な責務を今後とも果たしていくため、この活動を引き続き実施していく必要がございます。こうした支援活動を継続するためには国民の理解が不可欠であり、今後とも、支援活動継続の必要性について国民の御理解が得られるよう、国会等の場を通じて、より一層、十分な御説明を行ってまいります。

次に、現行法と本法案における補給活動の対象の違いについてお尋ねがございました。

テロ対策特措法に基づく我が国の協力支援活動は、平成十三年九月十一日に米国において発生したテロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して実施するものであります。

これに對して、本法案に基づく補給支援活動は、このような諸外国の軍隊等の活動のうち、テロリスト、武器等の移動を国際的協調のもとに阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置をとる活動に係る任務に従事する船舶に対して実施するものであります。

このように、本法案に基づく補給支援活動の対象は、現行のテロ対策特措法と比べて、より具体的に特定されたものとなっております。

次に、複数の任務につく艦船への補給についてお尋ねがございました。

ある外国の艦船が本法案に基づく補給支援活動の対象となるためには、当該艦船がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事するものであり、当該艦船に対して補給支援活動を実施することがテロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に役立つものと認められることが必要であります。なお、その際、当該艦船が、実態として、テロ対策海上阻止活動に関する任務に当たっていることが重要であると考えております。

次に、補給支援活動の対象となる米軍の活動についてのお尋ねでございます。

これまでも、テロ対策特措法に基づく我が国の協力支援活動については、これが同法に基づくものであることを対象国との間の交換公文に明記するとともに、補給の都度、その艦船が法の趣旨に沿った活動に従事していることについて確認を行ってきております。したがって、我が国が補給した燃料については、テロ対策特措法の趣旨に沿って適切に使用されているものと認識をいたしております。

新法案に基づく補給支援活動についても、その対象となる艦船がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事するものであり、その艦船に対して補給支援活動を実施することがテロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に資するものと認められることが必要であります。

このような本法案の趣旨等については、本法案成立後、諸外国に対し十分に説明するとともに、対象となる艦船についても活動内容等を勘案して

判断していくこととなります。

いずれにせよ、我が国が補給する艦船用燃料等が新法の趣旨に沿って適切に使用されるよう、新たな交換公文の締結など適切な措置を検討していきたいと考えております。

次に、国会承認と政府における自衛隊の統制についてのお尋ねがございました。

現行のテロ対策特措法における国会承認の対象は、基本計画に定められた協力支援活動、捜索救助活動または被災民救援活動を実施することについてでございます。

このようなテロ対策特措法における国会承認の対象に相当するものについて、本法案においては、活動の種類及び内容を補給に限定し、また、派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても法定することとしたしております。したがって、本法案が国会において可決、成立すれば、成立後、重ねて国会承認を求める必要はないと考えられるために、国会承認に関する規定は設けておりません。このように、本法案では国会の関与は的確に確保されているものと考えております。

なお、本法案では有効期間を一年としており、その時点において活動を継続するか否か、改めて国会の御判断をいただくこととしたしております。

防衛省及び自衛隊において、情報の管理や報告のあり方等について、国民の信頼を損ねる事案が後を絶たないことはまことに遺憾であり、私は、防衛大臣に対し、速やかに事案の調査を徹底して、厳正な処分と実効ある再発防止措置を講じるとともに、幹部職員を初め全職員、全隊員が厳正な規律を保持し、真摯に職務に取り組むよう、組織の掌握、管理の徹底に全力を尽くすよう指示したところであります。防衛省において、速やかな調査の上、厳正な処分と再発防止の徹底を含む抜本的な改善措置が講じられるものと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣高村正彦君登壇〕

○国務大臣(高村正彦君) 海上自衛隊から給油を受けた外国艦船の活動内容についてお尋ねがありました。

海上自衛隊が給油した燃料の目的外使用といった御指摘については、キティ・ホークの件を含め、米側より、我が国が補給した燃料がテロ対策特措法の目的と趣旨に反して使われたことはないとの説明を受けております。

いずれにせよ、給油を受けた外国艦船の活動については、関係する部隊等の安全や円滑な活動の確保に支障を来す可能性、関係国との信頼関係を損なう可能性等を考慮し、公開の可否を判断する必要がありますが、各国の理解も得ながら、可能な限り積極的に情報を開示してまいります。

我が国がアフガニスタンの和平達成や民生支援による外交努力を行うべきとの御提案がありまして、

タリバン政権崩壊後の二〇〇一年十二月、アフガニスタン国内の各派は、以後の和平の進め方に関して合意を達成しました。我が国は、この合意達成直後の二〇〇二年一月に、関係諸国を集め、東京でアフガニスタン復興支援国際会議を開催しました。その他にも、元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰、いわゆるDDRで主導的な役割を果たす等、これまで同国の和平、復興に積極的に貢献してきております。

他方、海上阻止活動への我が国の支援は、民生支援によって代替はできません。アフガニスタンが再びテロの温床とならないようにするためには、人道復興支援と治安・テロ対策の双方に取り組むことが必要であります。我が国は、インド洋における補給支援活動だけでなく、アフガニスタンにおいて、厳しい治安状況の中でも知恵を絞って、これまでに政治、治安、復興等の幅広い分野で総額千四百億円以上の支援を実施してきております。実施額では米国に次いで第二位となっております。我が国のこのような支援はアフガニスタン政府初め国際社会から高い評価を得ております。

我が国は、来年のG8サミット議長国であり、G8において重要な課題となるアフガニスタン和平、復興に引き続き積極的に取り組んでまいります。

最後に、補給支援活動特措法における補給対象についてお尋ねがありました。

ある国の艦船が補給支援活動特措法に基づき補給支援活動の対象となるためには、同法第三条第二号に規定されたとおり、当該艦船がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事するものであり、当該艦船に対して補給支援活動を実施することがテロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に資するものと認められることが必要であります。(拍手)

〔国務大臣石破茂君登壇〕

○国務大臣(石破茂君) 赤嶺議員にお答えいたします。

まず、給油量の取り違え事案についてのお尋ねをいただきました。

ただいまの総理の御答弁にもありましたように、本件につきましても、担当課長レベルで重大な情報の取り違えに気づいていたにもかかわらず報告が一切行われなかったことは、文民統制にかかわる極めて重大な問題であり、まことに遺憾であります。

防衛省としては、本件の重大性にかんがみ、昨二十二日、私を長とする文民統制の徹底を図るための抜本的対策検討委員会を設置したところであり、今後、速やかに調査結果を明らかにいたし、すとともに、厳正な処分を行い、加えて文民統制の徹底を図るとの観点から、再発防止の徹底を含め、抜本的な措置を講じてまいります。

次に、海上自衛隊の給油がイラク作戦に使用されていないことへの米側への確認についてのお尋ねをいただきました。

二〇〇三年当時、海上自衛隊が提供いたしました燃料は、テロ対策特措法の趣旨に外れて使用されたことはない旨を米国政府に確認いたしており、さらに、本年十月十日に米国国防省が発表した

とおり、キティ・ホークは、少なくとも二月二十五日からの三日間については、不朽の自由作戦、OEFを支援する任務を行っていたことを米国政府から確認をいたしております。したがって、我が国が提供した燃料は、テロ対策特措法の目的に沿って適切に運用されているものと考えます。

なお、御指摘の米軍関係者の発言につきましても、当時についての個人的な記憶に基づいてなされたものと考えております。いずれにせよ、米政府の立場は既に発表済みの声明のとおりであり、報道内容は米国政府の立場を正確に反映しているものではない、そのような回答を得ているところであります。

次に、自衛隊及び給油を受けた外国艦船の活動についてのお尋ねであります。

ただいまの総理の御答弁のとおりであります。テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動につきましては、法の趣旨にのっとり行われていることにつき国民の御理解が得られるよう、情報の開示に努めるべきものと考えております。

自衛隊及び外国艦船の活動に関する情報につきましては、自衛隊や各国の部隊運用や要員の安全確保などのため開示できない場合もございますが、各国の理解も得ながら、可能な限り積極的に情報を開示してまいります。

次に、新法案における補給艦の取り扱いについてのお尋ねであります。

本法案におきましては、補給支援活動の対象を「テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍艦等の艦船」といたしており、特定の艦種が対象から排除されているわけではございません。実際に補給支援活動を実施するに当たりましては、個別の艦船が対象となるか否かにつきましても、補給支援活動はあくまでもテロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に資すると認められる場合に限り実施するものであることなど、本法案成立後、諸外国に対し本法案の趣旨などを十分に説明いたしました上で、対象艦船の活動内容等を勘案し、総合的に判断するものであります。

いずれにいたしましても、具体的な運用のあり方につきましては、本法案の趣旨を踏まえ、補給した燃料が適切に使用されることを確保しつつ、より透明性を高めてまいる所存であります。

次に、新法案に関連し、国会承認についてのお尋ねがございました。

現行のテロ対策特措法におきましては、協力支援活動、捜索救助活動または被災民救援活動のうち、いずれかを実施することが必要であると認めるときに、基本計画について閣議の決定を求め、その実施の可否について国会の承認を求むることとされております。

これに對しまして、新法案におきましては、活動の種類は給油及び給水に限定し、また、派遣先の外国の範囲も含め、自衛隊がいかなる地理的範囲で活動を実施できるかについても、法律そのものに明記することとしたしております。

この結果、本法案が国会における審議を経て可決、成立することになれば、成立後、重ねて国会承認を求める必要はないものと考えております。

なお、国会の意向を実施面に反映させていく必要性があるため、実施計画の決定または変更後、遅滞なく国会に報告することを規定しており、また、補給支援活動が終了いたしましたときは、その結果を国会に報告することを規定しておるところでございます。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 阿部知子君。

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 社会民主党の阿部知子です。

ただいま議題となりました政府提出のテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案について、社会民主党・市民連合を代表して質問をいたします。(拍手)

御答弁はすべて政府の最高責任者である総理にお願いいたします。

二〇〇一年十月七日、先立つ米国における九・

一 同時多発テロに対して自衛のための戦争を掲げて開始された米英軍によるアフガニスタン空爆は、六年余を経た今日に至るも、なお終結の展望を見出しておりません。

また、それに対抗するかのよう、反米、反多国籍軍、あるいは反政府の武装勢力による戦闘やテロが多発し、民間人の犠牲は二〇〇七年四月から八月に至る間にも千六十人余に及び、内外の難民は三百七十万人、そして治安は悪化の一途をたどっております。

一方、いま一つの米国による対テロ戦争であるイラク戦争は泥沼化し、イスラエル、パレスチナの対立も激化、加えてパキスタンでもこの間政治的混乱が拡大するなど、米国主導の軍事力によるテロとの闘いは、むしろテロの脅威をかつてなく拡散させ、イスラム社会の反感感情を高めていると言わざるを得ません。

そうした現実に対して、我が国が第一になすべきは、対テロ戦争そのものを見直し、タリバンをも含む敵対勢力や当事者、関係国による包括的な和平のための協議を働きかけることではないでしょうか。武力による解決以上の和平の場の設定は、我が国に寄せられた中東諸国からの信頼の上にはが非でも実現していかなばならない課題と考えますが、いかがでしょうか。

この間、テロ対策特措法によってOEF、不朽の自由作戦の一環として実施されてきた補給活動については、国民に対してその実態がほとんど知られることなく、我が国の市民団体が米国の情報公開制度を利用して入手した資料によって、イラク戦争への転用すら明らかとなりました。

これでは、我が国政府の情報公開や国民への説明責任、シビリアンコントロールは余りにも立ちおくれていると言わざるを得ません。防衛機密とさえ称すれば一切を秘匿できるという発想を改めて、公開を原則とし、公開できない場合はその理由を明示すべきです。日本政府もせめて米国並みの情報公開を行うべきですが、政府の説明責任と

情報公開のあり方について、総理の考えを伺います。

さらに、インド洋での給油活動は、バーレーンに置かれた有志連合部隊から情報を受けながら実施されておりますが、ここには同時に、中東での戦闘を指揮する米第五艦隊の司令部がございします。米国の軍事戦闘体制と常に情報を共有する形で展開される我が国の給油活動は、現地での自衛隊員の献身的努力にもかかわらず、既に米国の世界戦略の中につかり組み入れられたものと考えられます。さらに、また新法案でも、こうした形で自衛隊の海外活動が継続的に繰り広げられることになり、実際の武力の行使のいかんを問わず、明らかに憲法上許されないと思いますが、総理の考えをお伺いいたします。

かつて自給自足の農業国であったアフガニスタンの人々が、治安も平和も安定も保障されないまま、今はケシの栽培によって暮らしを立てざるを得ないのが実情です。

そうした状況の中、この間、ISAF、国際治安支援部隊やPRT、地域復興支援チームでは、戦闘が続く危険地帯での軍事行動と人道復興支援の境があいまいとなり、このことがかえって文民支援やNGOによる人道復興支援を危険にさらしています。御存じでしょうか。既に、AMDA、国境なき医師団は二名の犠牲者を出し、撤退をいたしました。治安を確立するための軍の行動と人道復興支援は本質的に両立不可能であり、人道復興支援はISAF等の軍事的活動とは一線を画し、文民、NGOが政治的中立を持って行うことを原則とすべきと考えます。

日本がアフガニスタン復興過程の中で担った旧国軍のいわゆる武装解除、動員解除、社会復帰、DDRも、むしろ日本が丸腰であったからこそなし得たと考えられています。日本が、憲法九条のもと、人間の安全保障を掲げて実践してきたことが大きな財産となっていると考えますが、総理の考えをお聞かせください。

○議長(河野洋平君) 阿部君、申し合わせの時間が過ぎました。なるべく簡単に願います。

○阿部知子君(続) 我が国は、中村哲医師の二十余年にわたる地道な現地での活動や、JVCを初めとするNGO活動あるいは地雷撤去などを実践してきたことを誇りとして、今後のアフガニスタン復興に対し、徹底した非軍事的貢献を尽くすべきであることを申し述べて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣福田康夫君登壇)

○内閣総理大臣(福田康夫君) 阿部議員からお尋ねがございました。

まず、アフガニスタンに平和をもたらすために日本が主導権を発揮すべきとの御提案がございました。

タリバン政権崩壊後の二〇〇一年十二月、アフガニスタン国内の各派は、以後の和平の進め方に関して合意を達成しました。我が国は、この合意達成直後の二〇〇二年一月に、関係諸国を集め、東京でアフガニスタン復興支援国際会議を開催したほか、憲法制定のための専門家派遣、大統領及び議会選挙実施への資金協力、選挙監視団派遣など、和平実現に向けた協力を行いました。このような協力を行うに当たって、我が国の外交が中東諸国との間に築いてきた信頼関係が重要であったことは言うまでもありません。

我が国を初めとする関係国の協力により、政治プロセスが完了したアフガニスタンでは、カルザイ大統領を中心として、国民の和解、復興に向けた努力が続けられておりますが、治安面では樂觀できない状況が続いております。

現在、重要なことは、平和を求めるアフガニスタン国民の努力を、国際社会として、人道復興支援と治安・テロ対策の両面において粘り強く支援していくことであります。ここで手を緩め、テロリストがばっこするアフガニスタンに戻ってしまうことがあってはならないと考えます。

G8において重要な課題となっているアフガニスタンと平和、復興に引き続き積極的に取り組んでまいります。

自衛隊の活動についての情報開示のあり方についてお尋ねがございました。

テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動については、法の趣旨にのっとり行われていることに国民の御理解が得られるよう、必要な情報の開示に努めるべきものでございます。

しかしながら、給油量の取り違え事案において、海上幕僚監部の担当課長レベルで情報の取り違えに気づいていたにもかかわらず、その上司や防衛省関係部局に報告が一切行われなかったことは、防衛省や自衛隊の事務処理のあり方に対する国民の信頼を損ねるとともに、シビリアンコントロールの観点からも問題であり、遺憾であります。

私は、防衛大臣に対し、速やかに事案の調査を徹底して、厳正な処分と実効ある再発防止措置を講じるとともに、幹部職員を初め全職員、全隊員が厳正な規律を保持し、真摯に職務に取り組むよう、組織の掌握、管理の徹底に全力を尽くすよう指示をしたところでございます。

今後とも、自衛隊の活動について国民の御理解を得るとともに、充実した法案審議に役立つよう、防衛省において私の指示を徹底させつつ、可能な限り積極的に情報開示を行わせていく所存であります。

なお、開示が困難な場合は、防衛省においてその理由を明らかにして、丁寧に御説明をさせていただきます。

次に、海上自衛隊の補給活動と集団的自衛権の関係についてお尋ねがございました。

集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されております。

このように、集団的自衛権は、国家による実力の行使についての概念です。したがって、そもそも実力の行使に当たらない行為については、集団的自衛権の行使といった問題は生じません。

現在、インド洋で海上自衛隊が行っている補給活動も明らかに実力の行使には当たらないため、集団的自衛権の行使といった問題が生じることとはございません。

なお、御指摘のバーレーンに常駐している要員については、補給活動の円滑な実施を確保するため海上阻止活動参加各国との間で連絡調整に従事しているものでありまして、他国の指揮下で活動しているものではなく、他国の武力の行使と何らかかわるものではありません。

次に、アフガニスタンにおける日本の文民による非軍事的な支援活動についてお尋ねがございました。

我が国は、厳しい治安状況の中でも知恵を絞りつつ、これまで、政治、治安、人道復興等の幅広い分野で支援を実施してきております。

他方で、こうした人道復興支援活動の実施も、また人間の安全保障を実現する上でも、一定の治安の回復が前提となっており、テロリストの掃討作戦の進展や治安維持の活動が成果を上げることが必要であります。アフガニスタンにはNGOの方々もいらつしやいますが、その活動には危険が伴っております。現在の治安状況のもとでは、我が国がアフガニスタン本土で直接できる協力には、残念ながら限界がございます。

人道復興支援と治安・テロ対策の双方が必要であり、いずれか一方が他方を代替できるものではありません。引き続き、国際社会と緊密に協力しつつ、テロ発生を助長する貧困等の除去及び海上自衛隊によるインド洋での補給活動を含め、国際的なテロリズムの防止のために幅広い取り組みを行ってまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 下地幹郎君。

〔下地幹郎君登壇〕

○下地幹郎君 下地幹郎です。

私は、国民新党・そうぞう・無所属の会を代表して、質問をさせていただきます。(拍手)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国における同時多発テロを受け、国際社会がテロリズムの防止と根絶のために立ち上がりました。我が国も、同時多発テロにおいて二十四人も日本人が犠牲になったことを絶対に忘れてはなりません。我が国もテロの被害国であり、今もその環境は変わるものではありません。テロの防止と根絶に国際社会の一員として参加をしなければならない責任が我が国にはあるのであります。

最高四十度を超えることもある外気温の中、大粒の汗を流しながら、みずから与えられた任務を黙々とこなしてきた海上自衛隊員の皆様には、心から敬意をあらわすものであります。また、隊員を遠い日本から精神的に支えておられる御家族の皆様にも、国民の一人として感謝を申し上げたいと思います。

海上阻止活動は既に六年にわたっており、政府は大きな役割を果たしたと述べております。ただ、残念なことは、アフガニスタンにおける治安の回復が海上阻止活動の成果と比例していないこととであります。アフガニスタンにおける治安事件の件数は、二〇〇三年は約四百九十件、二〇〇六年は五千件を優に超える、大幅な増加を見せているのであります。自爆テロにおいても、二〇〇三年は二件、二〇〇六年は百二十三件、治安状況は悪化するばかりであります。

このことからしても、自衛隊がただ単にアメリカの軍事行動を補給活動によって支援するということだけではアフガニスタン国内の復興が実現するということにならないことは明確であります。そこで、福田総理に質問いたします。

インド洋において海上自衛隊が行っている海上

阻止活動における政府による発表の成果と、アフガニスタン国内の治安の悪化による復興のおくれ、この二つに整合性が成り立っていないことについて、福田総理の御認識をお聞かせいただきたいと思ひます。

テロの防止と根絶には、大きく分けて二つの方策が必要であります。一つ目は、軍事力による抑止と撲滅、二つ目は、テロの温床である貧困への取り組みと経済支援であります。

また、我が国は、湾岸戦争のとき、大きな教訓を得ることもありました。それは、湾岸平和と基金を通して行った一兆三千億という多額の支援を行っても、結果的に国際的な評価を得られなかったという点であります。

この点は、石破防衛大臣が、テロ特措法改正案の質疑者として立った際、「つらくて危険なことはほかの国に任せ、我が国は安全なところに身を置いて、金だけ出して利益は享受する、そのような姿勢は『国際社会において、名誉ある地位を占めたい』とする我が国憲法の精神にも反するものだ」ということを我々は学んだはずであります。」と述べておられます。

他方では、石破大臣は、今月十九日の衆議院安全保障委員会において、なぜインド洋で我が国は無償で油を提供しているのかとの民主党の原口委員の質問に対して、「何ができるだろうか」というときに、やはり金銭的な負担ということも我が国として行うべきではないだろうか。「補給という負担も大変なものであるけれども、同時に金銭的な負担ということも我が国の経済力からして行うべきものではないだろうか。」と答弁されております。

石破大臣の本音は、シヨール・ザ・フラッグ、つまり人的貢献をもつと前面に据えるべきだとの認識なのだと思います。しかし、答弁は、経済面での貢献が前面に出ているように思えてなりません。実は、石破大臣は、補給支援活動における無償提供という支援の枠組みが、シヨール・ザ・フ

ラッグでもなく、アフガニスタン国民の経済支援でもないと感じておられるのではないのでしょうか。つまり、今回の新法は、石破大臣からすると、どちらつかずの中途半端な支援策であるところから考えており、そのことがこのような発言として出てしまったとしか考えられません。その意味においても、テロの防止と根絶のための二つの方策、湾岸戦争の教訓が今回の新法に生かされておられません。

そこで、石破大臣に質問いたします。今回の政府が提案した新法ではなく、自衛隊、NGO、民間活力を結集した日本独自のアフガニスタン支援プランを新たに提案すべきだと考えますが、いかがでしょうか。石破大臣のお考えをお聞かせください。

最後に、総理に質問いたします。政府は、出口論も、新法を提案するときに、同時に国民に明確にすべきであります。テロの防止と根絶がどのレベルに達することになれば我が国の自衛隊は撤退するのか。治安状況、経済状況を具体的に、数字をもってわかりやすくお示しく下さい。

アフガニスタンの人々のためにも、国際社会において世界平和に貢献する日本の役割においても、我が国は現時点においてテロとの闘いから撤退することがあつてはなりません。

ただ、テロ特措法の施行から間もなく六年が経過し、新たなステップを迎えようとした段階において、さまざまな疑惑、問題や疑念が浮上しております。これらのことについては、政府みずからが検証し、今回の新法の審議に入る前に明確にすべきであります。

福田総理が所信表明の冒頭で約束した、国民の信頼なくしては、どのような政策も必要な改革も実現することは不可能ですとおっしゃったことの約束され、疑惑、問題、疑念が解決した中で純粋に法案審議を行えるよう期待を申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田康夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田康夫君) 下地議員にお答えを申し上げます。

インド洋における海上阻止活動における成果とアフガニスタン国内の治安及び復興支援の状況についてお尋ねがございました。

我が国がテロ対策特措法に基づき補給支援を実施している海上阻止活動は、これまで約六年にわたる活動の結果、インド洋におけるアルカイダ等の移動を阻止、抑止し、この海域の平和と安全に貢献するなど、大きな成果を上げております。

また、海上阻止活動の結果、アフガニスタンへの新たなテロリストの流入や武器の取引、テロリストの資金源となる麻薬の取引などが阻止、抑止されてきたことは、アフガニスタンにおける治安状況の改善、悪化防止に大きな役割を果たしてきていると考えております。

残念ながら、アフガニスタンにおける治安はいまだ樂觀できる状況にはありませんが、このことは、海上阻止活動が成果を上げていないということではなく、むしろ海上阻止活動継続の必要性を裏づけるものであります。

アフガニスタンを早期に安定させ、再びテロの温床とならないようにするためには、アフガニスタンにおける人道復興支援と海上阻止活動を含む治安・テロ対策の双方に取り組むことが必要であり、我が国も引き続きその双方に積極的に取り組んでまいります。

いわゆる出口論についてのお尋ねがございました。

国際社会によるテロとの闘いは依然として続いております。国際社会が引き続きテロとの闘いに一致して取り組んでいく中、我が国としても、これを我が国自身の安全保障の問題と認識した上で、引き続き国際社会の責任ある一員として積極的かつ主体的に寄与していくことが必要であります。

議員御指摘の海上自衛隊の撤収の条件について

は、一概に申し上げることは困難であります。

その上であえて申し上げますれば、例えば、アルカイダ等の活動状況、国際社会によるテロとの闘いへの取り組みの推移、我が国として果たすべき役割等、種々の要素を総合的に勘案し、テロとの闘いにおいて我が国としてふさわしい役割を果たしていく上で、自衛隊による補給活動を継続することが必ずしも必要でなくなつたと判断した場合に撤収することとなります。しかしながら、現時点でその時期を申し上げるのは困難であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣石破茂君登壇〕

○国務大臣(石破茂君) 下地議員から御質問いただきました。

御質問の趣旨を正確には必ずしも把握をできておらず、失礼な答弁がありましたが、お許しをいただきたいと思います。議員から、自衛隊、NGO、民間活力を組み合わせた日本独自の支援プランを提案すべきというような御趣旨ではなかったかと理解をいたしております。

議員の御質問の中で、私が、昨年の私の本会議におきます質問、あるいは委員会におきます答弁において、どつちつかずではないかというふうな御指摘をいただきました。私は、そのようなことを申し上げたつもりはございません。人的な活動も重要であるということは申し上げました。そしてまた、我が国の経済力にふさわしい資金的な貢献も必要であるということを申し上げました。それが、どつちつかずということを私は申し上げたものではございません。

なお、アフガニスタンの支援というのは、我が国独自で行うものではございません。各国が協調して行うものでございます。その中において、多くの国々が、OEFAあるいはISAFあるいはPRT、そういうような活動を、多くの犠牲を伴いながら陸上において行っております。

私どもの国として何をすべきかということを考えましたときに、ニーズとして我々の能力というものを勘案いたしましたときに、洋上におきま

す補給というのはまさに我が国の能力にふさわしい貢献である、このように思い、今回、法案を提案申し上げた次第でございます。

新たな法律案におきましては、活動内容を補給活動に限定をされており、国会におきます御議論、さまざまな機会をとらえまして、国民の皆様方に我が国の活動について御理解を賜りますよう、今後とも全力を尽くしてまいります所存であります。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 福田 康夫君
外務大臣 高村 正彦君
防衛大臣 石破 茂君
国務大臣 町村 信孝君

出席内閣官房副長官

内閣官房副長官 大野 松茂君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十八日、本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

平成十七年度一般会計歳入歳出決算
平成十七年度特別会計歳入歳出決算
平成十七年度国税収金整理資金受払計算書
平成十七年度政府関係機関決算書

一、去る十八日、本院は、次の件を是認した旨内閣に通知した。

平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
一、去る十八日、駒崎事務総長から保岡裁判官弾劾裁判所裁判長及び小幡参議院事務総長あて、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書ののとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

与謝野 馨君(鳩山邦夫君の補欠)

同 予備員

第一 吉野 正芳君(棚橋泰文君の補欠)

第二 望月 義夫君(上川陽子君の補欠)

第三 古川 元久君(藤村修君の補欠)

一、去る十八日、駒崎事務総長から臼井裁判官訴追委員会委員長及び小幡参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書ののとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員

柳澤 伯夫君(高村正彦君の補欠)

横光 克彦君(山岡賢次君の補欠)

前原 誠司君(山田正彦君の補欠)

同 予備員

第三 岩國 哲人君(細川律夫君の補欠)

第四 柴山 昌彦君(木村勉君の補欠)

第五 谷口 和史君(伊藤渉君の補欠)

(選出通知)

一、去る十八日、本院は、検察官適格審査委員会及び同予備委員を次のとおり選任した旨内閣に通知した。

検察官適格審査委員会

谷津 義男君

同 予備委員

筒井 信隆君

同 予備委員

葉梨 康弘君(谷垣禎一君の予備委員)

同 予備委員

同 予備委員

同 予備委員

同 予備委員

同 予備委員

同 予備委員

近藤 基彦君 (太田誠一君の予備委員)
小宮山洋子君 (筒井信隆君の予備委員)

なお、予備委員増原義剛君は谷津義男君の予備委員とした旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、去る十八日、本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員小淵優子君及び同末松義規君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十八日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員野田佳彦君及び同近藤昭一君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十八日、本院は、国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員伊吹文明君、同二階俊博君、同谷垣禎一君及び同山本有二君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、去る十八日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(北海道開発分科会)

三井 辨雄君

(豪雪地帯対策分科会)

菊田真紀子君

(離島振興対策分科会)

山田 正彦君

(理事補欠選任)

一、去る十八日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

農林水産委員会

理事 江藤 拓君 (理事並木正芳君去る八月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 佐藤 鍊君 (理事谷川弥一君去る八月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 筒井 信隆君 (理事篠原孝君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 細野 豪志君 (理事松木謙公君去る九月十日委員辞任につきその補欠)

理事 七条 明君 (理事金子恭之君去る八月八日理事辞任につきその補欠)

安全保障委員会

理事 赤松 正雄君 (理事遠藤乙彦君去る八月二十九日委員辞任につきその補欠)

武田 良太君 (理事寺田稔君去る八月三十日委員辞任につきその補欠)

山口 壯君 (理事内山晃君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

渡辺 周君 (理事笹木竜三君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

一、去る十九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 柴山 昌彦君 (理事上川陽子君去る八月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 細川 律夫君 (理事平岡秀夫君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 加藤 公一君 (理事高山智司君去る九月十日委員辞任につきその補欠)

理事 実川 幸夫君 (理事棚橋泰文君去る九月九日理事辞任につきその補欠)

理事 水野 賢一君 (理事武田良太君去る九月九日理事辞任につきその補欠)

外務委員会

理事 三ツ矢憲生君 (理事小野寺五典君去る八月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 河野 太郎君 (理事やまざわ大志郎君去る九月三日委員辞任につきその補欠)

理事 高木 毅君 (理事嘉数知賢君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 山口 泰明君 (理事三原朝彦君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 近藤 昭一君 (理事山口壯君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 武正 公一君 (理事長島昭久君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

文部科学委員会

理事 江崎 鐵磨君 (理事松浪健四郎君去る八月二十九日委員辞任につきその補欠)

塩谷 立君 (理事西村明宏君去る八月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 富田 茂之君 (理事伊藤涉君去る八月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 鈴木 淳司君 (理事平田耕一君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 渡辺 具能君 (理事田野瀬良太郎君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤信太郎君 (理事鈴木恒夫君去る九月九日理事辞任につきその補欠)

理事 小宮山洋子君 (理事藤村修君去る九月九日理事辞任につきその補欠)

理事 牧 義夫君 (理事笠浩史君去る九月九日理事辞任につきその補欠)

厚生労働委員会

理事 田村 憲久君 (理事鴨下一郎君去る八月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 後藤 茂之君 (理事伊藤信太郎君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 山田 正彦君 (理事三井辨雄君去る九月九日委員辞任につきその補欠)

理事 大村 秀章君 (理事谷畑孝君去る九月九日委員辞任につきその補欠)

経済産業委員会

理事 やまざわ大志郎君 (理事新藤義孝君去る八月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 吉川 貴盛君 (理事河井克行君去る八月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 梶山 弘志君 (理事金子善次郎君去る八月三十日委員辞任につきその補欠)

谷本 龍哉君 (理事中山泰秀君去る八月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 鈴木 俊一君 (理事宮腰光寛君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 古川 元久君 (理事近藤洋介君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 大島 敦君 (理事後藤斎君去る九月九日理事辞任につきその補欠)

国土交通委員会

理事 西村 康稔君 (理事中野正志君去る八月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 河本 三郎君 (理事後藤茂之君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 川内 博史君 (理事伴野豊君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 望月 義夫君 (理事葉梨康弘君去る九月九日理事辞任につきその補欠)

理事 後藤 斎君 (理事三月大造君去る九月九日理事辞任につきその補欠)

環境委員会

理事 大前 繁雄君 (理事宇野治君去る八月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 北川 知克君 (理事桜井郁三君去る八月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 小野 晋也君 (理事石崎岳君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 木村 隆秀君 (理事竹下巨君去る九月七日委員辞任につきその補欠)

理事 西野あきら君 (理事鈴木俊一君去る九月九日理事辞任につきその補欠)

理事 岩國 哲人君 (理事末松義規君去る九月九日理事辞任につきその補欠)

理事 伴野 豊君 (理事田島一成君去る九月九日理事辞任につきその補欠)

官 報 (号 外)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任 井澤 京子君 補欠 大塚 拓君

重野 安正君 日森 文尋君

大塚 拓君 井澤 京子君

日森 文尋君 重野 安正君

安全保障委員

辞任 長島 昭久君 補欠 田名部匡代君

辻元 清美君 菅野 哲雄君

田名部匡代君 長島 昭久君

菅野 哲雄君 辻元 清美君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任 大塚 拓君 補欠 山本ともひろ君

西村智奈美君 田島 一成君

山本ともひろ君 大塚 拓君

田島 一成君 西村智奈美君

法務委員

辞任 長勢 甚遠君 補欠 高木 毅君

柳本 卓治君 鍵田忠兵衛君

枝野 幸男君 北神 圭朗君

保坂 展人君 日森 文尋君

鍵田忠兵衛君 柳本 卓治君

高木 毅君 長勢 甚遠君

北神 圭朗君 枝野 幸男君

日森 文尋君 保坂 展人君

文部科学委員

辞任 飯島 夕雁君 補欠 安井潤一郎君

二田 孝治君 藤井 勇治君

高井 美穂君 松本 謙公君

保坂 展人君 菅野 哲雄君

藤井 勇治君 安井潤一郎君
松本 謙公君 菅野 哲雄君

厚生労働委員

辞任 高島 修一君 補欠 矢野 隆司君

松本 洋平君 小川 友一君

三井 辨雄君 小川 友一君

矢野 隆司君 三日月大造君

経済産業委員

辞任 片山さつき君 補欠 安次富 修君

牧原 秀樹君 太田 和美君

安次富 修君 新井 悦二君

新井 悦二君 和子君

国土交通委員

辞任 長島 忠美君 補欠 渡部 篤君

亀井 静香君 糸川 正晃君

渡部 篤君 糸川 正晃君

糸川 正晃君 長島 忠美君

環境委員

辞任 上野賢一郎君 補欠 原田 憲治君

とかしきなおみ君 矢野 隆司君

原田 憲治君 矢野 隆司君

安全保障委員

辞任 蘭浦健太郎君 補欠 矢野 隆司君

福田 良彦君 赤池 誠章君

津村 啓介君 長島 昭久君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

二田 孝治君 飯島 夕雁君
高井 美穂君 保坂 展人君

矢野 隆司君 小川 友一君

三日月大造君 松本 洋平君

高島 修一君 三井 辨雄君

安次富 修君 新井 悦二君

和子君 片山さつき君

牧原 秀樹君 太田 和美君

渡部 篤君 糸川 正晃君

長島 忠美君 亀井 静香君

原田 憲治君 矢野 隆司君

とかしきなおみ君 矢野 隆司君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

赤池 誠章君 赤池 誠章君

矢野 隆司君 德田 毅君
杉田 元司君 福田 良彦君
德田 毅君 蘭浦健太郎君
原口 一博君 津村 啓介君
鷺尾英一郎君 長島 昭久君

(議案提出)
一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に

基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務

を課する等の措置を講じたことについて承認を

求めるの件

(議案受領)
一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付

された次の議案を受領した。

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置

を直ちに終了させるためのイラクにおける人道

復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関

する特別措置法を廃止する法律案

農業者戸別所得補償法案

(議案撤回)
一、去る十九日、議員からの申し出により次の議

案は委員会において撤回を許可した。

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正

する法律案(園田康博君外六名提出、第百六十

六回国会衆法第一号)

(議案撤回通知)
一、去る十九日、次の議案は同日委員会において

撤回を許可した旨参議院に通知した。

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正

する法律案(園田康博君外六名提出、第百六十

六回国会衆法第一号)

(調査要求承認)
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要

求に対し、議長は去る十八日いずれもこれを承

認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産関係の基本施策に関する事項

二、食料の安定供給に関する事項

三、農林水産業の発展に関する事項

四、農林漁業者の福祉に関する事項

五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その対策を

樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆

議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年十月十八日

農林水産委員長 宮腰 光寛

衆議院議長 河野 洋平殿

一、調査する事項

国の安全保障に関する事項

二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査

し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆

議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年十月十八日

安全保障委員長 嘉数 知賢

衆議院議長 河野 洋平殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十九日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、裁判所の司法行政に関する事項
- 二、法務行政及び検察行政に関する事項
- 三、国内治安に関する事項
- 四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年十月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
法務委員長 下村 博文

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年十月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
外務委員長 平沢 勝栄

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、文部科学行政の基本施策に関する事項
- 二、生涯学習に関する事項
- 三、学校教育に関する事項
- 四、科学技術及び学術の振興に関する事項
- 五、科学技術の研究開発に関する事項
- 六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年十月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
文部科学委員長 佐藤 茂樹

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、厚生労働関係の基本施策に関する事項
- 二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
- 三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年十月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
厚生労働委員長 茂木 敏充

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、経済産業の基本施策に関する事項
- 二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項
- 三、特許に関する事項
- 四、中小企業に関する事項
- 五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
- 六、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年十月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
厚生労働委員長 茂木 敏充

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、国土交通行政の基本施策に関する事項
- 二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
- 三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項

二、調査の目的

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年十月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
経済産業委員長 東 順治

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、環境保全の基本施策に関する事項
- 二、循環型社会の形成に関する事項
- 三、公害の防止に関する事項
- 四、自然環境の保護及び整備に関する事項
- 五、快適環境の創造に関する事項
- 六、公害健康被害救済に関する事項
- 七、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年十月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
国土交通委員長 竹本 直一

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
- 五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
- 六、北海道開発に関する事項
- 七、気象及び海上保安に関する事項

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年十月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
環境委員長 小島 敏男

官 報 (号 外)

(質問書提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

横田飛行場の「軍民共用化」に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

外務省職員のマイレージ利用に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

「われらの北方領土」における記述内容の変更に
関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

平成二十年度予算の四十七兆三〇〇億円とい
う上限目標に関する第三回質問主意書(滝実君
提出)

肝炎患者四一八件の症例リストにおける政府の
責任に関する質問主意書(山井和則君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は
次のとおりである。

国立大学法人・名古屋工業大学二部(夜間部)に
おける大幅な定員削減問題に関する再質問主意
書(佐々木憲昭君提出)

外務省職員が公務出張に際して取得したマイ
レージの利用に関する質問主意書(鈴木宗男君
提出)

一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を
示す米公文書に関する再質問主意書(鈴木宗男
君提出)

富山県における冤罪判決に関する再質問主意書
(鈴木宗男君提出)

ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する第三
回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は
次のとおりである。

浄化槽の保守点検に関する質問主意書(末松義
規君提出)

政治資金の透明性に関する質問主意書(鈴木宗
男君提出)

海上幕僚監部による海上自衛隊補給艦給油量の
誤差隠蔽に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領し
た。

衆議院議員山井和則君提出外国人介護士受入れ
及び介護福祉士制度に関する質問に対する答弁
書

衆議院議員山井和則君提出介護保険施設の人員
配置基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返
還における日米「核密約」を示す米公文書に関す
る質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国連総会における
「先住民宣言」の採択に関する第三回質問に対す
る答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における特命
全權大使の役割に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける
邦人記者殺害に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出米大統領の戦前の日
本に対する認識に関する第三回質問に対する答
弁書

衆議院議員村井宗明君提出国道八号線バイパス
沿い(富山市・射水市・高岡市)の市街化調整区
域における外国人中古車販売店に関する質
問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出自衛隊補給艦「とき
わ」から間接給油を受けた後の米空母「キティ
ホーク」の行動に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出インド洋上における
パキスタン艦船への補給に関する再質問に対す
る答弁書

衆議院議員江田憲司君提出OEF・MIOに係
る海上自衛隊のバーレーンへの要員派遣等に関
する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出警察職員の不祥事に
関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出富山県における冤罪
判決に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出イランでの邦人拘束
に関する質問に対する答弁書

平成十九年十月九日提出
質 問 第 九 九 号

外国人介護士受入れ及び介護福祉士制度に関
する質問主意書

提出者 山井 和則

外国人介護士受入れ及び介護福祉士制度に
関する質問主意書

(外国人介護士受入れについて)

一 前回答弁書(内閣衆質一六八第四四号)では、
外国人介護福祉士候補者の受入れについて「円
滑かつ適正な受入れを行うことができるかどうか
」等を考慮するところがあるが、「円滑かつ適正な受
入れ」とはどういうことを指すのか。

二 一において受け入れた外国人介護福祉士候補
者を巡回指導する者は何人で、どれくらいの頻
度で巡回指導するつもりか。

三 受け入れた外国人介護福祉士候補者は、介護
施設の人員配置基準に定められた人員数には含
まれないが、それを実際のどのように確認するつも
りか。

四 日フィリピン経済連携協定に基づく介護福祉
士候補者受入れ人数の上限を「六〇〇人」とした
根拠は何か。

五 前回答弁書(内閣衆質一六八第四四号)では、
「介護福祉士の経済連携協定による受入れにつ
いては、今後とも、特例的な受入れとしての位
置付けを損なわず、また、我が国の労働市場に
悪影響が及ばない範囲内で対応することとして
いる」とある。

① 「我が国の労働市場」とは、どういう職種
で、どれだけの人がある労働市場を指すの
か。

② 「悪影響」とはどういったことを指すのか。

③ 「悪影響」を及ぼしていることをいつ、誰が
判断するのか。

④ あらかじめ、どのような影響を及ぼすのか
国は予測しないのか。

⑤ 「悪影響」が及ばない範囲」とあるが、それは
何人以上受け入れれば悪影響を及ぼすと現在
国は考えているのか。

六 前回答弁書(内閣衆質一六八第四四号)では、
「経済連携協定に基づく介護福祉士の資格取得
を目的とした外国人の受入れに当たっては、円
滑かつ適正な受入れが行われるよう、その趣旨
や仕組みについて国民への周知を図ってまいり
たい」とあるが、趣旨や仕組みについて国民へ
の周知をするにもかかわらず、実際の受入れ施
設がどこなのか周知されないのはなぜか。

(准介護福祉士について)

七 前回答弁書(内閣衆質一六八第四四号)では、
准介護福祉士について「介護福祉士となるため

介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならぬ旨を規定し、介護福祉士の資格を取得する途中段階の資格としての位置付けを明確にするともに、介護福祉士養成施設における教育課程についても拡充することとしている。これらの点を踏まえると、改正法案において介護福祉士の制度を導入することが、介護福祉士の質を低下させることにはならないと考える」とある。

① 「途中段階の資格」というのは厚生労働省が所管する他の国家資格で存在するのか。

② 教育課程を拡充した結果、介護福祉士国家試験に落ちた者について「介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない旨を規定すれば「介護福祉士の質を低下させることにはならない」とする根拠は何か。

(実務経験ルートについて)

八 前回答弁書(内閣衆質一六八第四四号)では、「現在、三年以上の実務経験により介護福祉士の受験資格が付与されるが、実務経験のみでは利用者の状況に応じて必要な介護を考える思考プロセスや利用者等への説明能力等について制度的・理論的面で十分な教育を受ける機会に欠けているとの指摘もあったことから、改正法案による介護福祉士の資格の取得方法の見直しにおいては、介護福祉士の受験資格については三年以上の実務経験に加え、養成施設における介護福祉士として必要な知識及び技能の修得を要することとし、その修得に必要な理論的・体系的な学習を行うためには六か月以上の教育課程が必要であると考えたもの」とある。

① 「実務経験のみでは利用者の状況に応じて

必要な介護を考える思考プロセスや利用者等への説明能力等について制度的・理論的面で十分な教育を受ける機会に欠けているとの指摘はいつ、誰がした指摘なのか。

② 「実務経験のみでは利用者の状況に応じて必要な介護を考える思考プロセスや利用者等への説明能力等について制度的・理論的面で十分な教育を受ける機会に欠けている」と指摘された根拠は何か。他の養成ルートから介護福祉士になった者との明確な違いはあるのかお示しいただきたい。

③ 「その修得に必要な理論的・体系的な学習を行うためには六か月以上の教育課程が必要」とあるが、なぜ「六か月以上」なのか。

(その他)

九 これまで通信課程を受講することによって介護福祉士になることができたが、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案でできなくなった理由は何か。

十 九において、離島や僻地など、養成施設からほど遠い地域に住む者にとって、今後どのような介護福祉士の資格を取得すべきと国は考えるのか。

右質問する。

内閣衆質一六八第九九号
平成十九年十月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員山井和則君提出外国人介護士受入れ及び介護福祉士制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出外国人介護士受入れ及び介護福祉士制度に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成十九年十月二日内閣衆質一六八第四四号。以下「前回答弁書」という。)四についてお答えした「円滑かつ適正な受入れ」とは、経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れの要件や趣旨に沿った形であった、かつ、外国人介護福祉士候補者の募集及び選考、雇用契約の締結、受入れ施設における就労及び研修などの一連の過程において支障を生じさせないような受入れを指すものである。

二について

厚生労働省としては、少なくとも年に一回、外国人介護福祉士候補者の受入れ施設に対する巡回指導を受入れ調整機関となる予定の社団法人国際厚生事業団(以下「事業団」という。)に委託して実施することとしているが、巡回指導に従事する者を何人とするかについては、現時点では未定である。

三について

昨年署名した経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定においては、フィリピン人介護福祉士候補者に対する入国及び一時的な滞在の許可の要件として、一定の条件を満たす介護施設においてその者の研修が行われるものであることが規定されている。

厚生労働省としては、当該一定の条件として、当該フィリピン人介護福祉士候補者を除く介護職員の数、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)等に基づく職員等の配置の基準を

満たすことを定めることとしており、その要件の遵守状況について、年に一回、当該介護施設の設置者に対し、事業団を通じて介護職員の配置状況の報告を求めることにより確認することとしている。

四について

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れ人数の上限については、フィリピン人介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを行うことができると、我が国の労働市場に悪影響を及ぼさないかどうかといった点等を考慮して設定したものである。

五の①について

お尋ねの「我が国の労働市場」とは、直接的には、入所及び通所施設で就労する介護職員に係る労働市場を指すものであり、当該介護職員の数は平成十七年十月現在で約七十七万人である。

五の②について

御指摘の「悪影響」とは、外国人介護福祉士候補者の我が国への受入れによる日本人介護職員の雇用機会の減少等を指すものである。

五の③及び④について

今後、仮に外国人介護福祉士候補者の受入れを含む経済連携協定をフィリピン及びインドネシア以外の国と締結する場合には、同協定に基づく受入れが開始されるまでの過程において、当該受入れが我が国の労働市場に悪影響を及ぼすものかどうかについて、政府として判断していくものである。

五の⑤について

経済連携協定に基づき受け入れた外国人介護福祉士候補者のうちの程度の者が我が国の介護

介護福祉士資格を取得して我が国で就労を継続するかといった点の予測が困難であり、また、時々の我が国の労働市場の状況にもよるため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

年一月三十一日及び同年三月十六日に開催された厚生労働省の「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」において、同検討会の委員が行っている。

か月としたものである。

介護保険施設の人員配置基準に関する質問
主意書
「前回答弁書（内閣衆質一六七第一五号）では「認知症介護研究・研修仙台センターが平成十七年二月に実施した全国の介護保険施設における身体拘束の状況に関する調査結果を精査し詳細な分析を行った結果からは、三対一の人員配置で身体拘束を行わずに介護を行うことが可能であることの説明及びその具体例の提示を行うことはできないものと考えている」とあるが、ではなぜ、三対一の人員配置で「身体拘束を行わずに介護を行うことは十分可能である」（内閣衆質一六二第二四号）と国は答弁したのか」と質問したところ、

経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れの趣旨や仕組みについては、適正な受入れを行う観点から、十分に周知する必要があるが、三について述べたとおり、外国人介護福祉士候補者については外国人介護福祉士候補者の受入れ施設の介護職員の数に算定できないこととする。当該受入れ施設のサービスとそれ以外の介護施設のサービスとの間に差異が生じないと考えられ、御指摘のような周知を行う必要は必ずしもないものと考ええる。

現在、介護福祉士の養成施設においては、介護保険法に基づく居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する援助技術、介護技術に関するコミュニケーションの技法等について教育を行うこととされているが、三年以上の介護等の実務経験を経て介護福祉士試験に合格した者には、こうした介護に関する理論的・体系的な教育課程を履修することが義務付けられていないところである。厚生労働省としては、八の①について述べた委員の指摘は、このようなことを踏まえてのものであったと理解している。

「厚生労働省としては、平成十七年五月十八日の答弁書（内閣衆質一六二第二四号）についてお示しした、身体拘束を行わずに介護することとを可能とする対応策や工夫についての一般的な事例から、三対一の人員配置の場合にも身体拘束を行わずに介護を行うことが可能であると考えたものであるが、認知症介護研究・研修仙台センターが平成十七年二月に実施した調査の結果からは、それが可能であることの説明及び具体例の提示ができなかったところであり、改めて、それを可能とする方策についての調査研究を行うこととしているところである」との答弁（内閣衆質一六八第四号）があった。

「改めて、それを可能とする方策についての調査研究を行う」とある。

御指摘の「途中段階の資格」という表現は、介護福祉士は拡充された教育課程を修了して資格を得ているが、最終的には介護福祉士を目指していくものであるという趣旨で用いたものであり、厚生労働省が所管する他の国家資格制度においては、このような意味での「途中段階の資格」は存在しない。

また、もう一つの養成課程である介護福祉士の養成を行う高等学校及び中等教育学校を通じた養成課程においても、介護に関する理論的・体系的な教育課程の一環として社会福祉制度や社会福祉援助技術等の教育を行っているが、介護福祉士の資質の向上を図っていくため、改正後の資格取得方法について、養成施設における教育課程と同等の水準となるよう現行の教育課程の内容を拡充することとしている。

平成十九年十月九日提出
質問 第一〇〇号
介護保険施設の人員配置基準に関する質問主意書

平成十九年十月九日提出
質問 第一〇〇号
介護保険施設の人員配置基準に関する質問主意書

准介護福祉士については、現行より拡充された教育課程を修了していることが資格取得の要件となるものであること、また、御指摘の規定を置くことにより、准介護福祉士が介護福祉士の資格を取得するため介護等に関する知識及び技能の向上に努めることが期待されることから、御指摘の答弁を行ったものである。

介護福祉士の養成課程においては、介護保険制度等に関する知識、利用者の権利擁護に関する知識、認知症等の多様な利用者に対する介護の提供において必要となる医学的な知識など、実務経験だけでは修得が困難な知識及び技能について、理論的・体系的に学習することとしており、そのために最低限必要な期間として、六

御指摘のような「指摘」については、平成十八

御指摘のような「指摘」については、平成十八

同様の調査を行うのは、行政改革の観点から妥当か。

④ その調査結果が出るまでは、事業者によつて、その調査を行うつもりか。

二 答弁書(内閣衆質一六七第一五号)では、「認知症介護研究・研修仙台センターが平成十七年二月に実施した全国の介護保険施設における身体拘束の状況に関する調査結果を精査し詳細な分析を行った結果からは、三対一の人員配置で身体拘束を行わずに介護を行うことが可能であることの説明及びその具体例の提示を行うことはできない」とある。

① 説明や具体例も提示できない人員配置基準を放置しつづけることを国は妥当と考えるのか。

② 説明や具体例も提示できない基準通りに介護事業者が運営し、利用者に事故が起つたならば、その責任の一部は国にあるのではないか。

③ この調査結果を受けて、国は適正な人員配置基準に見直さないとすれば、どのような理由で見直さないつもりか。

④ なぜ「三対一」の人員配置基準にしているのか。右質問する。

内閣衆質一六八第一〇〇号
平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出介護保険施設の人員配置基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十九年十月二十三日 衆議院会議録第七号

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出介護保険施設の人員配置基準に関する質問に対する答弁書

一 ①及び③について

認知症介護研究・研修仙台センターが平成十七年二月に実施した全国の介護保険施設における身体拘束の状況に関する調査は、介護保険施設における身体拘束の実態や身体拘束の廃止に向けた取組状況を明らかにすることなどを目的としたものである。一方、今回の調査研究は、三対一の人員配置で身体拘束を行わずに介護を行うことを可能とする方策を明らかにすることを目的とするものであり、その目的を異にするものである。

一 ②について

今回の調査研究については、現在、その内容等について検討中であり、現段階でその費用についてお答えすることは困難であるが、その結果の取りまとめについては本年度内を目途としている。

一 ④について

厚生労働省としては、引き続き、既に配布している「身体拘束ゼロへの手引き」により、事業者に対して、身体拘束を行わずに介護を行うことを可能とする対応策や工夫について説明を行うこととしている。

二 ①及び③について

厚生労働省としては、平成十七年五月十八日の答弁書(内閣衆質一六二第二二二号)十について述べたとおり、身体拘束を行わずに介護することを可能とする対応策や工夫についての一般的な事例から、三対一の人員配置の場合にも身

体拘束を行わずに介護を行うことは可能と考えしており、現在のところ人員配置基準を見直すことは考えていないが、「説明や具体例も提示できない」との御指摘については、一 ①及び③について述べたとおり、今回の調査研究により、三対一の人員配置で身体拘束を行わずに介護を行うことを可能とする方策を明らかにしていきたいと考えている。

二 ②及び④について

現在の人員配置基準は、従来おおむね四対一であったものを、平成十二年の介護保険制度導入時に、介護保険施設における人員配置状況やサービス提供の実態を踏まえ、三対一に改善したものであり、すべての施設が適切なサービスを提供するために遵守すべき最低限の基準としては現時点においても適正なものであると考えるところ、「基準通りに介護事業者が運営し、利用者に事故が起つたならば、その責任の一部は国にあるのではないか」との御指摘は当たらないと考える。

なお、厚生労働省としては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)等において、事故発生を防止するため施設が講ずるべき措置を示しているところである。

平成十九年十月九日提出
質問 第一〇一号

一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する質問主意書

二〇〇七年十月七日付読売新聞一面と三面に、一九七二年の沖縄返還後に米軍が有事に際して核を持ち込むことを認めた日米間の密約(以下、「密約」という。)が一九六九年十一月の当時の佐藤栄作首相とニクソン米大統領とで行われた首脳会談で取り交わされていたことを示す米政府の文書が見つかったとの記事(以下、「読売記事」という。)が掲載されている。右を踏まえ、以下質問する。

一 「読売記事」には、当時のキッシンジャー大統領補佐官が首脳会談の進め方をニクソン大統領に説明する資料としてのメモ(以下、「メモ」という。)の写真が掲載されているが、右写真を含め、「読売記事」の内容を外務省は承知しているか。

二 「メモ」の内容に対する外務省の評価如何。「読売記事」で掲載されている「メモ」の写真は虚偽のものであり、かつその内容も歴史上真実でないものを書いたものであると外務省は認識しているか。

三 「読売記事」に「ないものはない。日本政府はそんな文書は持っていない。だから何とも言えない」外務省幹部は六日夕、今回の米公文書の発見について、政府として一切取り合わない姿勢を強調した。との記述があるが、右記述にあるコメントをした外務省幹部の官職氏名を明らかにされたい。

四 三の外務省幹部のコメントは政府の公式見解か。

二二三

「読売記事」でも触れられている京都産業大学教授の若泉敬氏の著書「他策ナカリシフ信ゼムト欲ス」の内容及び同著書の内容を裏付ける米公文書の内容を把握した上で、「密約」が存在するかどうか答弁を求めるとの質問に対し、「御指摘の報道等については承知しているが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十三年条約第六号。以下「日米安保条約」という。）の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密である」と否とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。」との答弁がなされているが、外務省が右のように「核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密である」と否とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。」とあくまで主張するのならば、なぜ「読売記事」の「メモ」のような「密約」の存在を示す文書が米国で見つかるのか説明されたい。米国では「密約」があったことを示す文書が発見される一方で、外務省はそれらの資料について何の見解も示さないまま、ただ「密約」はない」との答弁を繰り返している。二〇〇六年十二月二十二日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六五第二四六号）では「国家公務員は、国民全体の奉仕者として、誠実に職務を遂行すべきである。」との答弁がなされているとこ

ろ、「密約」の存在について、「メモ」等米国において発見される資料と外務省の見解が異なる理由につき、誠実な説明を求める。
右質問する。

内閣衆質一六八第一〇一号
平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還における日米「核密約」を示す米公文書に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

御指摘の記事については承知しているが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十三年条約第六号。以下「日米安保条約」という。）の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密である」と否とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。

三及び四について

外務省として、御指摘の記事における「コメント」の具体的内容を確認することができないため、お答えすることは困難である。

平成十九年十月九日提出
質問第一〇二号

国連総会における「先住民族宣言」の採択に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国連総会における「先住民族宣言」の採択に関する第三回質問主意書

「前回答弁書（内閣衆質一六八第五三三号）を踏まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」では、「アイヌの人々の生活水準は、北海道が実施してきた『北海道ウタリ生活実態調査』によれば、着実に向上しつつあるものの、なお一般道民との格差は是正されたいはいえない状況にある」との答弁がなされているが、何故アイヌ民族がいわゆる和人、一般道民と比較して低い水準の生活を送ることを余儀なくされてきたのか。政府の見解如何。

二 二〇〇七年十月三日の衆院本会議（以下、「本会議」という。）で、福田康夫首相が二〇〇七年九月十三日に国連総会の本会議で採択された先住民族の権利に関する国連宣言（以下、「先住民族宣言」という。）に触れ、「同宣言にいう先住民族であるかどうかについては、結論を下せる状況にない旨述べたと承知するが、では右福田首相のいう『先住民族宣言』にいう先住民族とは、諸外国におけるどの民族を指すと政府は認識しているか。

三 北海道胆振管内白老町が二〇〇七年十月五日、アイヌ民族についての町行政の基本的な方向性を定めた「白老町アイヌ施策基本方針」を策定したと承知するが、右の内容を政府は承知しているか。

四 「白老町アイヌ施策基本方針」に対する政府の評価如何。

五 「本会議」において福田首相は、「アイヌの人々が固有の文化を発展させてきた民族である」ということは認識している。」と述べ、また政府答弁書（内閣衆質一六四第一四二号、一九四号、二二〇号、二四一号）では、それぞれアイヌ民族が「民族」、「少数民族」、「原住民」に該当する旨政府は認めている。

また、一九九七年三月のいわゆる「二風谷ダム訴訟」では、札幌地裁は「我が国の統治が及ぶ前から北海道に居住し、民族の独自性を持っている」とし、アイヌ民族が我が国における先住民族である旨認めている。

また、三の「白老町アイヌ施策基本方針」の他にも、二〇〇七年十月五日に行われた北海道議会の定例会において、アイヌ民族の権利等に関わる審議機関の設置を国に要望する旨の意見書案が全会一致で可決される等、北海道においてもアイヌ民族の先住民族としての権利確立を求める動きが活発化している。政府は「先住民族」の国際的な定義がないことを理由に、アイヌ民族を先住民族として認定し、「先住民族宣言」で謳う権利の確立を図ることを拒否しているが、例えば国連内で①植民地支配を受けた②先祖伝来の土地や領土に住む③固有の言語を持つている等の要素を盛り込んだ定義が使われており、右の三つの要素全てがアイヌ民族に当てはまるものであると考える。

また、一九九二年十二月、社団法人北海道ウタリ協会の野村義一理事長（当時）が「世界の先住民族の国際年開幕記念式典」において十八名の

世界の先住民族の代表の一人として国連総会議場で記念スピーチを行ったこと、現在国連職員
の先住民族に関する研修用視聴覚資料にもアイヌ民族の映像が載せられていること、国際人権規約の社会権規約や自由権規約、人種差別撤廃条約の各々の条約審査委員会では、アイヌ民族を先住民族であるとの前提でその権利の促進を日本政府に勧告していることなどから、国際社会においてアイヌ民族が先住民族であることは広範に認められていると承知する。

このような国内外におけるアイヌ民族が先住民族であるとの認識及び一の政府の見解を踏まえ、政府としてアイヌ民族を先住民族であると認め、アイヌ民族の先住民族としての権利を確立すべきであると思料するが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一〇二号

平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国連総会における「先住民族宣言」の採択に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国連総会における「先住民族宣言」の採択に関する第三回質問に対する答弁書

一について

平成八年四月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書の1(4)において、明

治以降、我が国が「北海道開拓」を進める中で、アイヌの人々の伝統的生活を支えてきた狩猟・漁労が制限、禁止され、また、アイヌ語の使用を始め伝統的な生活慣行の保持が制限され、アイヌの人々の社会や文化が受けた打撃は決定的なものとなり、貧窮を余儀なくされたこと等が指摘されており、このような事実関係については、政府としても同様に考えている。

二について

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」にいう「先住民族」の定義については、先の答弁書（平成十九年九月二十五日内閣衆質一六八第二四号）四について述べたような状況にあることから、諸外国においてどの民族が「先住民族」に該当するのかについて、お答えすることは困難である。

三及び四について

御指摘の「白老町アイヌ施策基本方針」に関する報道については承知しているが、地方公共団体の個別具体の施策について見解を述べることには差し控えたい。

五について

先の答弁書（平成十九年九月二十五日内閣衆質一六八第二四号）四について並びに六及び七について述べたとおりである。

平成十九年十月九日提出
質問 第一〇三号

外務省における特命全権大使の役割に関する
質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における特命全権大使の役割に関する質問主意書

一 在外公館に勤務する特命全権大使とは別に、外務省内に特定の政策課題に対応するために設けられた特命全権大使の役職（以下、「特命全権大使」という。）があると承知するが、現時点で「特命全権大使」を全て挙げられない。

二 「特命全権大使」が設置された目的及び経緯について説明されたい。

三 「特命全権大使」に対して、本俸とは別に大使手当が支給されるか。されるのならば、どのような手当が支給されるのか明らかにされたい。

四 「特命全権大使」に対して、公邸またはそれに準ずる官舎は用意されるか。

五 「特命全権大使」の中に、「沖縄大使」と「関西大使」という役職があると承知するが、現在「沖縄大使」と「関西大使」の任に就いている者の氏名をそれぞれ明らかにされたい。

六 「沖縄大使」と「関西大使」の二大使は、大使としてどのような職責を果たし、どのように我が国の外交及び我が国の利益に資することを求められるのか具体的に説明されたい。

七 「沖縄大使並びに「関西大使」に対して、本俸とは別に大使手当が支給されるか。されるのならば、どのような手当が支給されるのか明らかにされたい。

八 「沖縄大使」並びに「関西大使」に対して、公邸またはそれに準ずる官舎は用意されるか。

九 一般に、特命全権大使とは、諸外国に対して我が国を代表する人物を指すものと思料するが、何故我が国の国内である沖縄や関西に対して大使が必要なのか説明されたい。

十 「沖縄大使」や「関西大使」の他に、以前「北海道大使」という役職が設けられていたと承知するが、「北海道大使」がなくなった理由について説明されたい。

十一 「北海道大使」がなくなった一方で、現在も「沖縄大使」及び「関西大使」という国内向けの大使職が残されている理由につき、明らかにされたい。

十二 行政改革、構造改革を行い、行政の無駄をなくすことは政府の方針であると承知する。政府方針からも、「沖縄大使」「関西大使」の役職は廃止するのが適当であると思料するが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一六八第一〇三号

平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における特命全権大使の役割に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における特命全権大使の役割に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「外務省内に特定の政策課題に対応するために設けられた特命全権大使」の趣旨が必ずしも明らかではないが、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十二条第一項においては、在外公館の長たる特命全権大使等

は、その在外公館に勤務することを免ぜられたときは、新たに在外公館に勤務することを命ぜられるまでの間、待命となる旨規定されており、同条第三項においては、待命の特命全権大使等は、特別の必要がある場合には、臨時に、同法第二条第一項第三号から第六号までに掲げる者の任務又はこれらに準ずる任務その他外務省本省の事務に従事させることができる旨規定されている。平成十九年十月十五日現在、同法第十二条第三項の規定に基づいて、外務省本省の事務に従事している待命の特命全権大使の担当は次のとおりである。

国際テロ対策担当・北朝鮮核問題（廃棄・検証）担当

朝鮮半島エネルギー開発機構担当

人権問題に関する各種協議、調整等担当

科学技術協力担当

国際貿易・経済担当

地球環境問題担当

第四回アフリカ開発会議担当

沖縄担当

関西担当

三及び七について

お尋ねの「大使手当」の意味が必ずしも明らかではないが、待命の特命全権大使等には、地域手当及び期末手当が支給され、また、該当する者のみ通勤手当も支給される。

四及び八について

お尋ねの「公邸又はそれに準ずる官舎の意味が必ずしも明らかではないが、待命の特命全権大使等には、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）に規定される公邸は用意され

ず、有料の宿舎が貸与されることはある。

五について

平成十九年十月十五日現在、沖縄担当にある者は今井正であり、関西担当にある者は山崎隆一郎である。

六及び九から十二について

平成九年から待命の特命全権大使を沖縄担当に任命し、沖縄に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）にかかわる事項等についての沖縄県民の意見及び要望を聴取し、これを外務省本省に伝えるとともに、必要に応じ、合衆国軍隊等との連絡・調整を行う等の事務に従事させている。昭和五十六年から待命の特命全権大使を大阪担当（平成十七年十一月に関西担当に名称変更）に任命し、関西方面における外国公館、地方公共団体等の関係者との連絡、関西方面における国賓、公賓、その他外国要人の接遇等の事務に従事させている。いずれの者も、在外公館の長としての職務に就いている訳ではないが、待命の特命全権大使にある者として、その経験と知見をいかすべく、外務省本省の事務に従事させているものである。

昭和五十五年から待命の特命全権大使を北海道担当に任命し、北海道民の政財界、報道関係者及び北海道民の国際問題についての理解を得るための事務に従事してきたが、北海道だけではなく国内の都道府県を対象に我が国の外交政策及び国際情勢に関する国内広報活動を強化することとしたことに伴い、平成十年に北海道担当を廃止した。

平成十九年十月十日提出
質問 第一〇四号
ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する再質問主意書

「前回答弁書（内閣衆質一六八第六六号）」と「政府答弁書」（内閣衆質一六八第六九号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、二〇〇七年九月二十七日、ミャンマー治安部隊がジャーナリストの長井健司さんを射殺した事件（以下、「事件」という。）につき、「今般、ミャンマー政府治安当局による実力行使が行われ、邦人一名が死亡したことは極めて遺憾であり、現在、ミャンマー政府に対して真相究明を求めているところである。」との答弁がなされ、また、「政府答弁書」では、長井健司さんの遺品の中で、長井さんが銃撃された際に所持していたと見られるビデオカメラ（以下、「ビデオカメラ」という。）が返却されていないことについて、「現在、政府として、御指摘のビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還についてミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）政府に対し強く要請しており、ミャンマー政府からの回答を待っているところである。」との答弁がなされているが、現在、ミャンマー政府から「事件」の真相究明の進捗状況がどうなっているか、並びに「ビデオカメラ」の返却についてどのような回答が来ているか明らかにされたい。

二 「前回答弁書」によると、「事件」発生後、政府

は「これまで日・ミャンマー外相会談等において、ミャンマー政府に対して、今般、治安当局による実力行使が行われ、邦人一名が死亡する事態に至ったことにつき強く抗議してきている。」とのことであるが、日本政府のどの者からミャンマー政府のどの者に対して、いつ、どのような形で抗議を行ってきたか、それぞれ抗議を行った日本政府の者の官職氏名、対応したミャンマー政府の者の官職氏名、抗議を行った日にち、場所、方法等について詳細な説明を求める。

三 「前回答弁書」及び「政府答弁書」では、「今後の政府の対応については、ミャンマー政府による真相究明の結果も踏まえつつ、検討していくことになる。」との答弁がなされているが、尊い我が国民の命が奪われたことは紛れもない事実であることを鑑みる時、右の政府答弁のように悠長な態度でミャンマー政府からの真相究明に関する結果を待つのではなく、ミャンマー政府に対して真相究明の具体的期日を突きつけ、より厳しい態度で我が国民の命が奪われたことに対する怒りを表明し、対応すべきであると考えているが、政府の見解如何。

四 「政府答弁書」では、「ビデオカメラ」の返却について、「ミャンマー政府からの回答を待っているところである。」との答弁がなされているが、こちらもミャンマー政府に対して回答までの具体的期日を突きつけ、期日を超す場合は何らかの制裁措置を講ずる等、強い態度でミャンマー政府に我が国民の命が奪われたことに対する怒りを表明すべきであると考えているが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六八第一〇四号
平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人記者殺害に関する再質問に対する答弁書

一について

事件の真相究明及びビデオカメラの返還について、現時点で、ミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)政府からの回答は得られていない。

二について

お尋ねの抗議については、例えば、平成十九年九月二十九日、高村正彦外務大臣が、国際連合本部におけるニャン・ウィン・ミャンマー外務大臣との会談において、また、同年十月一日、数中外務審議官が、ミャンマーの首都ネーピドーにおける同国のチョウ・サン情報大臣、マウン・ミン外務副大臣及びエー・コー国防省軍事保安局長代理との会談において行った。

三及び四について

政府としては、事件の真相究明及びビデオカメラの返還に関する我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めつつ、対応を検討していくことが適当と考えている。

平成十九年十月十日提出
質問 第一〇五号

米大統領の戦前の日本に対する認識に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

米大統領の戦前の日本に対する認識に関する第三回質問主意書

〔前回答弁書〕(内閣衆質一六八第五九号)では、前回質問主意書の一、二、五、八及び九については、一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきものと考えており、お尋ねについて外務省としてお答えすることは、差し控えたい。との答弁がなされており、政府としての認識が全く示されていない。よって、再度質問する。

一 二〇〇七年八月二十二日にブッシュ米大統領が行った演説(以下、「演説」という。)の中で「日本の軍国主義者、朝鮮やベトナムの共產主義者は、人類のあり方への無慈悲な考えに突き動かされていた。イデオロギーを他者に強いるのを防ごうと立ち上がった米国民を殺害した。」とのブッシュ米大統領の発言については、「前々回答弁書」(内閣衆質一六八第二二二号)で「一般に、軍事力によって国威を示し、それを後ろ盾に対外的に発展することを国家の最も重要な目的と考える立場を意味するものとされている」と定義しているような面が先の大戦時における我が国に見られたことは否定できないが、右ブッシュ米大統領の発言にあるような軍国主義というイデオロギーを他国に強要しようとした事実はなく、また、米国民がそれを防ごうと考え、我が国と対峙したという

ブッシュ米大統領の考えも間違っていると考えるが、政府の見解如何。「前回答弁書」において、政府は「一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきもの」と考えており、お尋ねについて外務省としてお答えすることは、差し控えたい。との答弁し、政府としての見解を述べることを忌避しているが、歴史的な事象に関する歴史専門家の評価を問うているのではなく、右ブッシュ米大統領の発言に対する政府の見解を問うたものであるところ、あくまで政府として右のブッシュ米大統領の発言をどう評価するのか明らかにされた。

二 神道の定義如何。

三 天皇制の定義如何。

四 二と三における神道と天皇制は、政府が「前々回答弁書」で「一般に、『人民が権力を所有し行使するという政治原理。権力が社会全体の構成員に合法的に与えられている政治形態。』(出典 大辞林)を意味するものとされている」と承知している。と答弁している民主主義とは相容れないものか。政府の見解如何。

五 「演説」の中で「国家宗教の神道が狂信的すぎ、天皇に根ざしていることから、民主化は成功しない」という批判があった。とのブッシュ米大統領の発言については、大日本帝国憲法下における当時の我が国は、現在に比べて国民主権という点では不十分な面があったのは事実だが、選挙制度や国会等、民意を反映する仕組みは不十分なながらも整えられており、民主化は成功しないというブッシュ米大統領の考えは間違っていると考えるが、政府の見解如何。「前

回答弁書」において、政府は「一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきもの」と考えており、お尋ねについて外務省としてお答えすることは、差し控えたい。との答弁し、政府としての見解を述べることを忌避しているが、歴史的な事象に関する歴史専門家の評価を問うているのではなく、右ブッシュ米大統領の発言に対する政府の見解を問うたものであるところ、あくまで政府として右のブッシュ米大統領の発言をどう評価するのか明らかにされたい。

六 「演説」の中で「イラクで我々と戦う暴力的なイスラム過激派は、ナチスや大日本帝国や旧ソ連と同じように彼らの大義を確信している。」とのブッシュ米大統領の発言については、「前回答弁書」で政府が「確立した定義があるとは承知していないが、一般に、イスラム教の教義を、過激な方法で主義や思想を実現しようとする集団を指すものと承知している。具体的にはどのような組織が『イスラム過激派』に該当するかについては、確定的にお答えすることは困難であるが、例えば、アル・カイダはイスラム過激派であると承知していると承知している。」と答弁しているアル・カイダ等のイスラム過激派とは全く異なり、大日本帝国憲法下における我が国は成文憲法を有する近代国家であり、アル・カイダのように無辜の人民を全く無差別に殺害するテロ活動を行っていた事実もなく、アル・カイダ等イスラム過激派とは似ても似つかない国家であったと考えるが、政府の見解如何。「前回答弁書」において、政府は「一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専

門家等により議論されるべきものと考えており、お尋ねについて外務省としてお答えすることは、差し控えたい。」と答弁し、政府としての見解を述べることを見送っているが、歴史的事象に関する歴史専門家の評価を問うているのではなく、右ブッシュ米大統領の発言に対する政府の見解を問うたものであるところ、あくまで政府として右のブッシュ大統領の発言をどう評価するのか明らかにされたい。

内閣衆質一六八第一〇五号
平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出米大統領の戦前の日本に対する認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出米大統領の戦前の日本に対する認識に関する第三回質問に対する答弁書

一、五及び六について

ブッシュ米大統領が行った御指摘の発言はいずれも歴史的な事象に関するものであり、お尋ねについては先の答弁書(平成十九年十月五日内閣衆質一六八第五九号)一、二、五、八及び九についてお答えしたとおりである。

二について

「神道」の定義については、例えば、「日本民族固有の伝統的な宗教的实践と、それを支えている生活態度および理念。(出典 大辞林)」とされていると承知している。

三について

「天皇制」の定義については、例えば、「天皇が君主として存在する統治体制。(出典 広辞苑)」とされていると承知している。

四について

御指摘の「神道」及び「天皇制」が「民主主義と必ずしも相容れないものではない」と考えられる。

平成十九年十月十一日提出
質問 第一〇六号

国道八号線バイパス沿い(富山市・射水市・高岡市)の市街化調整区域における外国人中古車販売店出店に関する質問主意書

提出者 村井 宗明

国道八号線バイパス沿い(富山市・射水市・高岡市)の市街化調整区域における外国人中古車販売店出店に関する質問主意書

富山県内を東西に横断している主要国道八号線バイパスは、一日四万七千台が通る幹線道路であり、北陸で唯一の特定重要港湾・伏木富山港は、国道八号線からアクセスが良く、物流を支えている富山県の動脈といっても過言ではない。

こういった事情からも隣県に比べ、外国人中古車販売店が富山県に集中することとなり、現在射水市では、約百八十箇所、富山全県内で約二百五十箇所と年々業者が増えていることが確認されている。

それに伴い、伏木税関支署発表の輸出高では、中古自動車が増加的に伸びており、富山県の貴重な財源として、無視できない状況にもある。過去二回の質問書(第百六十五回国会質問第一

一七号及び二五一号)では、コンテナ・プレハブは建築物と認めるべきであるとの主張を繰り返しているところである。しかし、富山県は是正への姿勢を示しておらず、本年九月知事が現地視察を行った際にも、あらためて「コンテナ・プレハブは建築物には当たらない」との見解を示している。

一方、長崎県や横浜・平塚・小田原市では同様のコンテナやプレハブを建築物とみなしている事を鑑みると、富山県の態度に甚だ疑問を感じる。

政府におかれては、通学路の安全確保、周辺住民への安心・安全確保と犯罪の取り締まりや法令順守強化のために、県当局に指導を強く求めるとともに、現地の視察を要望し、次の質問をする。

一 随意かつ任意に移動できないコンテナ・プレハブは建築物であるとの国土交通省の技術的助言(国住指第二千七百七十四号)であるが、ここでいう「随意かつ任意に移動できない」とは何か。基礎部分の溶接若しくは固定してあるものを指すのか、またそれ以外の状態のものも含むのか、定義を具体的に示されたい。

二 現在、電気、ガス、水道など公共サービスを受け、事務所として継続して使用しているコンテナ・プレハブは「随意かつ任意に移動できない」と判断されるか、見解を示されたい。

三 国で定めた法令等が、地方の自治体によって見解が異なる事について政府の率直な意見、そして、結論を先延ばし、放置状態にしている不作為に対する責任の所在をお尋ねする。

四 最初の質問書に対する答弁書において、「国土交通省においては、御指摘のプレハブ・コンテナが、具体的に何を指すのか必ずしも明らか

ではない」との答弁であるが、かかる事態の早期解決のため、国土交通省が現地視察をすべきだと考えるが、いかがか。

内閣衆質一六八第一〇六号
平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員村井宗明君提出国道八号線バイパス沿い(富山市・射水市・高岡市)の市街化調整区域における外国人中古車販売店出店に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員村井宗明君提出国道八号線バイパス沿い(富山市・射水市・高岡市)の市街化調整区域における外国人中古車販売店出店に関する質問に対する答弁書

一について

「コンテナを利用した建築物の取扱いについて(技術的助言)」(平成十六年十二月六日付け国住指第二千七百七十四号)における「随時かつ任意に移動できない」とは、コンテナの形態及び使用の実態から土地に定着しているといえる状態を指し、必ずしも「基礎部分の溶接若しくは固定してあるもの」に限られるものではない。

二について

一般論としては、「電気、ガス、水道など公共サービスを受け、事務所として継続して使用している」というコンテナ等の実態は、「随時かつ任意に移動できない」と判断するに当たつての一要素になり得るものと考ええる。

三について

国土交通省においては、これまでも技術的助言を通じて建築物の定義について特定行政庁に対して周知してきたところである。御指摘のコンテナ・プレハブが建築物に該当するか否かについては、技術的助言を参考にしながら、特定行政庁において適切に判断されるべきものと考ええる。

四について

御指摘のコンテナ・プレハブが建築物に該当するか否かの個別の判断については、特定行政庁が行うべきものであり、国土交通省において現地視察を行うことは考えていないが、今後とも富山県から状況について聴取しつつ、国土交通省として必要な助言をしてまいりたい。

平成十九年十月十一日提出
質問 第一一〇七号

自衛隊補給艦「ときわ」から間接給油を受けた後の米空母「キティホーク」の行動に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

自衛隊補給艦「ときわ」から間接給油を受けた後の米空母「キティホーク」の行動に関する質問主意書

米国防総省や衆院予算委員会(二〇〇七年十月十日。以下「委員会」という。)での石破防衛大臣の答弁によれば、二〇〇三年二月二十五日に海自の「ときわ」から米補給艦ベコスに補給された燃料は八十万ガロンで、ベコスはその後六十七万五千ガロンをキティホークに給油したが、そのすべてが「ときわ」から補給された分だったと仮定しても、

キティホークの当時の航行速度や作戦行動と照らし合わせると、三日間で消費し尽くす量とした上で、キティホークはこの間、海上阻止活動のための監視などのOEF(不朽の自由作戦)に従事し、その後の同二十八日夜になって、ペルシヤ湾北部で、イラク南部の飛行禁止区域を監視する「南方監視作戦(OSW)」の支援活動に入ったという。よって以下質問する。

一 米国防総省は、キティホークがペルシヤ湾北部でイラク南部の飛行禁止区域を監視する「南方監視作戦(OSW)」の支援活動に入ったのは、二〇〇三年二月二十八日夜としているのか。念のため確認する。

二 キティホークの一日の燃料消費量について、米国防総省は「六十七万五千ガロンは三日間で消費し尽くす量」としているが、

① 米国会計検査院の資料では、キティホークのような通常型空母の一日の標準的燃料消費量が約十一・三万ガロン、キティホーク自身のホームページでは約十五万ガロンとされていることとの整合性如何。前者なら六日間分、後者でも四・五日間分となり、米国の言う「南方監視作戦(OSW)」の支援活動にかかる。重大な点なので、米国に問いたした結果も含め、国民に納得のいく説明をされたい。

② 石破防衛大臣はこの点、キティホークの一日の標準的燃料消費量が二十万ガロンと委員会で答弁しているが、米国会計検査院やキティホーク自身の数字との整合性も問う。三 委員会での石破防衛大臣の答弁によれば、ベコスからの給油を受けた後のキティホークでは、ペルシヤ湾内で数回の飛行活動があった

(ゆえに燃料消費量が増大した)という。これが正しいとすると、ホルムズ海峡をこえたペルシヤ湾上でのキティホークから発進した艦載機が、イラン上空を飛ばず、引き返す形で、あるいは迂回する形で、アフガン作戦に従事したと考えるのは極めて不自然ではないか。軍事的には「南方監視作戦(OSW)」の支援活動に入ったと考えるのが自然なところ、あくまでもOEFに従事したというなら、国民が納得できる整合性ある説明をされたい。

四 石破防衛大臣の答弁によれば、米国防総省は、当時、キティホークは三十三ノットの高速航行で、かつ数回の飛行活動にも高速航行が必要であり、それで燃料消費量も上がった旨の説明をしていることだが、ホルムズ海峡は狭隘でタンカー等の艦船の往来が輻輳している中で、このような高速航行は不自然ではないか。また、空母艦載機は必ずしも高速航行でなくても発進できる。この点についての政府の見解如何。

五 仮に、三十三ノットの高速航行で通常より多く燃料消費が必要だったとしても、「ときわ」から間接給油された六十七万五千ガロンの油は、既にキティホークに存していた油と混ざっているのだから、その混ざった油のうち、間接給油分だけが三日間優先的に消費されたと考ええるのは、まったく不自然で理屈に合わない。それでも三日間優先的に消費されたと主張するなら、キティホークの燃料消費メカニズムから、物理的・化学的に合理的な説明をされたい。

六 仮に、米国防総省が主張するように、二〇〇三年二月二十五日から三日間、キティホークがOEFに従事したなら、なぜ、キティホークの艦長が書いた年次報告書にその記述がないのか。同公文書には、この二〇〇三年二月二十五日を含む「二〇四日間連続(continuous)の、イラク自由作戦に従事する連合軍への支援」を行った旨の記述があるが、それと明らかに矛盾するのではないか。政府の見解如何。

七 二〇〇三年一月二十三日に横須賀港を出港したキティホークは、同二月六日「Ordered to Deploy」、すなわち、従事すべき任務の命令を受けている。あくまでもキティホークがOEFに従事したというなら、その命令書を米国から入手し国民に開示されたい。開示できないなら、その理由を述べよ。

右質問する。

内閣衆質一六八第一一〇七号
平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出自衛隊補給艦「ときわ」から間接給油を受けた後の米空母「キティホーク」の行動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員江田憲司君提出自衛隊補給艦「ときわ」から間接給油を受けた後の米空母「キティホーク」の行動に関する質問に対する答弁書

一について
米国防省の説明によれば、米空母キティホークは、平成十五年二月二十八日の夜、南方監視作戦を支援するためペルシヤ湾北部に到着したとされているが、これは、同日の夜から直

ちに米国空母キティホークが南方監視作戦に従事したことを意味するものではないことを米側に確認している。

二について

御指摘の「二日の標準的燃料消費量」がどのように算出されたのかについては、政府として確たることを承知しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、平成十五年当時、米国空母キティホークの燃料消費量に關し、一日当たり約二十万ガロンである旨を米側に確認しているところである。

三及び四について

米軍の運用に係る事項については、その詳細が明らかにされているものではないと承知しているが、米側は、平成十五年二月二十五日から二十八日まで三日間について、米国空母キティホークが不朽の自由作戦を支援する任務を行ったことを公式に明らかにしている。一般に、陸上における作戦を支援するためにどのような場所上空を展開させるかについては、その時々々の作戦上の所要によるものと承知しており、また、米国空母キティホークがペルシヤ湾で不朽の自由作戦を支援するために「海面搜索監視統制」その他の海上における任務を行ったことは、米側も公式に明らかにしているところであり、不朽の自由作戦に關して米国空母キティホークがペルシヤ湾に展開したとしても不自然とは言えないと考えている。また、米国空母キティホークがホルムズ海峡を通過する際に三十三ノットの高速で相当の時間、航行していたことを含め、米国空母キティホークの航行速度については、米国空母キティホークの航海日誌に明記されている。御指摘の石破防衛大臣の

答弁は、これらを踏まえてなされたものである。

五について

御質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、平成十九年十月十日の衆議院予算委員会での石破防衛大臣の答弁は、我が国が米国補給艦に補給した燃料について、少なくとも補給相当分が平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に關する特別措置法（平成十三年法律第百十三号）の趣旨に沿って適切に使用されている旨を答弁したものである。この点は、米側も、「補給艦ベコスがキティホークに給油した六十七万五千ガロンが直ちに使用された」と仮定する」と説明しているところである。

六について

御指摘の年次報告書の記述の趣旨について政府としてその詳細を承知していないが、一般に、年次報告書は、その艦船が一年間を通じて達成した任務を分かりやすく広報する目的で記述されるものであり、すべての任務や活動が網羅的かつ正確に記載されるというような性格のものではないと承知している。いずれにせよ、米側は、当該年次報告書の記述を承知した上で、平成十五年二月二十五日から二十八日までについて、米国空母キティホークが不朽の自由作戦を支援する任務を行ったことを公式に明らかにしているところである。

七について

一般に、米国は、米軍の作戦行動上の安全に

かわる文書については開示できないとの立場であると承知している。いずれにせよ、米側は、平成十五年二月二十五日から二十八日までについて、米国空母キティホークが不朽の自由作戦を支援する任務を行ったことを公式に明らかにしているところである。

平成十九年十月十一日提出
質問 第一〇八号

インド洋上におけるパキスタン艦船への補給に關する再質問主意書

提出者 江田 憲司

インド洋上におけるパキスタン艦船への補給に關する再質問主意書

先に提出した、「インド洋上におけるパキスタン艦船への補給に關する質問主意書」に対する答弁書（以下「答弁書」という。）を踏まえ、以下の点につき、再度質問する。

答弁書五及び六において、「パキスタンの艦船については、純度の高い燃料が必要であると承知しており、海上自衛隊の補給艦は、自艦に装備している燃料清浄こしを使用して清浄した燃料を提供しているところである」「御指摘の谷内外務事務次官の発言もこのような認識に基づいたものである」と承知している」としているが、

一 補給艦が燃料清浄器を装備しているのは、海上自衛隊の補給艦だけか。米国、英国の補給艦は清浄器を装備していないのか。既に吉川榮治海上幕僚長が平成十九年九月十一日の記者会見で「普通であれば他の国の補給艦にも清浄器はある」と明らかにしているし、米国の補給艦の方が海上自衛隊より格段性能の良い清浄器を有していることも自明の事実である。あらため

て、政府の認識を問う。

二 谷内正太郎外務事務次官は、平成十九年九月十日の記者会見において「パキスタンの海軍の船と自衛隊の自衛艦が供給する油、これは自動車で言えばハイオクを使わなくてはならない」と発言した。しかし、先の答弁書（平成十九年十月二日閣議決定・内閣衆質一六八第三六号「米海軍中央司令部と第五艦隊」のホームページに關する質問に対する答弁書）で政府も認めたように、海上自衛隊の補給艦が給油する油も、米英等NATO諸国が使用している「F-七六」である。

およそ事務次官が公の場で発言する以上、それなりの根拠をもって発言するものと承知しているところ、事務次官が、パキスタン船が「自動車で言えばハイオクを使わなくてはならない」と判断するに至った根拠を述べられたい。給油実態をどう精査した上での発言だったのか。再度質問する。

三 谷内外務事務次官の発言は、国政の重要課題について、国民の判断を惑わす、誤った情報を提供したという意味で、極めて不適切な発言である。よって以下質問する。

① 谷内外務事務次官は、あらためて、速やかに公の場で自らの発言の訂正と謝罪をすべきと考えるがいかがか。

② 谷内外務事務次官の責任を、政府はどう国民の前で明らかにしていくのか。

四 以上を踏まえ、あらためて、パキスタン艦船への給油が、海上自衛隊の補給艦でなければならぬ理由について、政府の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一六八第一〇八号
平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出インド洋上における
パキスタン艦船への補給に関する再質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出インド洋上にお
けるパキスタン艦船への補給に関する再質
問に対する答弁書

一について

他国の艦船の構造に係る事項については、詳
細が明らかにされているわけではないが、燃料
を自艦のエンジンに供給する前に清浄するため
のいわゆる燃料清浄器は、艦船の構造上一般に
設けられている装置であり、その性能の違いは
別として、米国及び英国の補給艦も保有してい
ると考えられる。

二から四までについて

他国の事情の詳細について承知しているわけ
ではないが、先の答弁書（平成十九年十月五日
内閣衆質一六八第五七号）五及び六についてで
お答えしたとおり、パキスタンの艦船について
は、純度の高い燃料が必要であると承知してお
り、このため、海上自衛隊の補給艦は、自艦の
エンジンに供給する前に清浄するために設けら
れている燃料清浄器を使用して清浄した燃料
をパキスタンの艦船に対して提供しており、ま
た、パキスタンのムシャラフ大統領は、我が国
の補給活動はテロとの闘いを継続する上で不可
欠である旨述べており、我が国からの給油が、
パキスタンの艦船が海上阻止活動に参加する上

で重要な要素となっていることは確かであると
認識している。

御指摘の谷内外務事務次官の発言もこのよう
な認識に基づいたものであると承知しており、
御指摘のように「極めて不適切な発言」である
とは考えていない。

平成十九年十月十一日提出
質問 第一〇九号

OEFMIOに係る海上自衛隊のバー
レーンへの要員派遣等に関する再質問主意書

提出者 江田 憲司

OEFMIOに係る海上自衛隊のバー
レーンへの要員派遣等に関する再質問主意
書

先に提出した、「OEFMIOに係る海上自
衛隊のバーレーンへの要員派遣等に関する質問主
意書」に対する答弁書（以下「答弁書」という。）を踏
まえ、以下の点につき、再度質問する。

一 答弁書一の①及び②について

答弁書では「テロ対策特措法に基づく協力支
援活動に関する連絡調整等を実施するため、
バーレーンに平成十三年十二月からおおむね常
時二名の連絡官を派遣している」とのことだ
が、イラク開戦当時、二〇〇三年二月〜四月の
間、派遣されていた要員の姓名、その職階を明
らかにされた。

二 答弁書一の③について

答弁書では「OEFMIO関連の「要員」
の「派遣」の意味が必ずしも明らかではなく、ま
た、関係する自衛隊員の安全確保の観点から詳
細をお答えすることはできない」とし、バー

レーンのほか、米国のタンパへの連絡官二名の
派遣しか明らかにしていないが、テロ対策特措
法に基づく協力支援活動に関する連絡調整等
を行うため、バーレーン以外の国及び地域に要員
を派遣しているかどうか、派遣している場合
は、どの国及び地域に何人を派遣しているの
か、再度質問する。明らかにしない場合は、な
ぜバーレーンの要員については明らかにでき
て、他の地域については明らかにできないの
か、その理由を問う。

三 答弁書六の①について

質問に答えていないので再度質問する。平成
十九年九月二十一日、小野寺五典外務副大臣
は、ニューヨークの国連代表部において記者会
見を行い、「海自の給油活動がOEFMIO以外の活
動に使われる事態はおよそ考えられないことが
確認できた」「司令部のオペレーション・ルーム
では、周辺海域を航行する船舶の位置を常時、
確認できるシステムが確立しており、海自が給
油した艦船がOEFMIOの作戦海域外に移動すれ
ば、明確に把握できる」と述べたと報道されて
いる。この報道の一言一句について事実かどう
か答えられたい。異なる点がある場合は、訂正
されたい。

四 答弁書六の②及び③について

前項の発言が事実であるとすれば、海上自衛
隊からバーレーンの司令部に派遣されている要
員も、当然、このシステムにより「海自が給油
した艦船がOEFMIOの作戦海域外に移動すれば、
明確に把握できる」と、OEFMIOのた
めに給油された海自の油がイラク戦争もしくは
イラク作戦に転用されたとすれば、その事実も
承知していたことになるが、これについ

て政府の見解を明らかにされたい。

「司令部内のオペレーション・ルームに関する
詳細については、自衛隊及び諸外国の軍隊等の
部隊の運用に支障を及ぼすおそれがあることか
ら、答弁を差し控えた」とはすまされない重
大な問題なので、政府の明確な答弁を求める。
右質問する。

内閣衆質一六八第一〇九号

平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出OEFMIOに係
る海上自衛隊のバーレーンへの要員派遣等に関
する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出OEFMIO
に係る海上自衛隊のバーレーンへの要員派
遣等に関する再質問に対する答弁書

一について

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国にお
いて発生したテロリストによる攻撃等に対応し
て行われる国際連合憲章の目的達成のための諸
外国の活動に対して我が国が実施する措置及び
関連する国際連合決議等に基づく人道的措置
に関する特別措置法平成十三年法律第百十三
号。以下「テロ対策特措法」という。）に基づ
き協力支援活動に関する連絡調整等を実施する
ため、平成十五年二月から四月までの間（以下
「特定期間」という。）、バーレーンに派遣され
ていた連絡官の当時の階級及び氏名は、二等
海佐 氏家賢市朗（特定期間内における派遣期
間は、平成十五年二月始めから四月末まで）、

三等海佐 蓮本一朗(特定期間内における派遣期間は、平成十五年二月始めから同月上旬まで)、三等海佐 秋元辰夫(特定期間内における派遣期間は、平成十五年二月上旬から四月末まで)、二等海佐 坂上禎(特定期間内における派遣期間は、平成十五年四月下旬から同月末まで)である。

二について
先の答弁書(平成十九年十月五日内閣衆質一六八第五六号)一の③についてで答えましたとおりである。

三について
小野寺外務副大臣がニューヨークの国連代表部において行った御指摘の記者会見での発言の一言一句について確認することは困難であるが、小野寺外務副大臣から当該記者会見において、海上自衛隊から補給を受けた艦船がテロ対策特措法に規定する諸外国の軍隊等の活動に従事していることにつき米海軍第五艦隊司令部幹部等に確認した旨、また、司令部内のオペレーションルームでは各国の艦船の位置が把握されている旨の発言があったと承知している。

四について
お尋ねの司令部内のオペレーションルームに関する詳細については、自衛隊及び諸外国の軍隊等の部隊の運用に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。なお、パレーンに派遣されている海上自衛隊の連絡官は、他国の連絡官等と文書等により連絡調整を行い、海上自衛隊による補給対象の艦船がテロ対策特措法に規定する諸外国の軍隊等の活動に従事していることを確認している。

平成十九年十月十一日提出
質問 第一一〇号

警察職員の不祥事に関する再質問主意書

提出者 鉢呂 吉雄

警察職員の不祥事に関する再質問主意書

平成十九年九月二十五日受領の答弁第二一号について、政府に再度質問する。なお、国会法第七十五条の第二項に規定する通り、再質問主意書受領の日から七日以内に答弁されたい。また、同様の文言が並ぶ場合であっても、項目ごとに平易な文書で答弁されたい。

一 一の(一)の答弁について

報道によると、昨年十一月に群馬県太田市で起きた埼玉県警加須警察署地域課巡査長による郵便局強盗事件の際、当時の漆間警察署長が定例記者会見で、再発防止策として「全国の警察官への家庭訪問をできるだけ早期にやらせたい」と述べたとされている。

(一) 身上監督の方法として、家庭訪問も行われるのか、答弁願いたい。

(二) 漆間警察署長官の指示により、全国の警察では警察官への家庭訪問は行われたのか、その実施状況を答弁願いたい。

(三) 漆間警察署長官の指示により、警視庁は「当該職員」(答弁第二一号で示された巡査長を指す)に対して家庭訪問を行ったのか、行われたとするならば、その実施日時、回数などを具体的に答弁願いたい。

二 一の(二)の答弁について

(一) 身上監督は、個人のプライバシーとの兼ね合いから、法的な根拠が必要と考えるが、その法的な根拠を答弁願いたい。

(二) 指揮監督上必要な人事管理の一環として行われるとしても、個人の私生活に無制限に立ち入ることには問題があると考えられる。具体的に許容される範囲及び限度について答弁願いたい。

三 一の(三)の答弁について

(一) 「適正な人事管理に必要な範囲」とは何か、具体的に答弁願いたい。

(二) 警察官への家庭訪問は、「適正な人事管理に必要な範囲」に含まれるのか、答弁願いたい。

四 一の(四)の答弁について

(一) 「当該職員」に対する定期及び随時の面接等を行ったとあるが、その日時、回数、面接内容等について具体的に答弁願いたい。

(二) 「警視庁職員人事記録等」とあるが、文書名を具体的に答弁願いたい。

五 一の(五)ないし(八)の答弁について

(一) 「当該職員の元上司」とあるが、この「元上司」は現在においても警察官の職にあるのか、答弁願いたい。警察官の職を辞しているとするならば、その理由について答弁願いたい。

(二) この「元上司」が現在においても警察官の職にあるならば、職名、階級、現階級への昇任年月日、年齢について答弁願いたい。

(三) 「当該元上司は、そのことを当該職員の上司に伝えなかった」とあるが、伝えなかった理由について答弁願いたい。また「当該職員の元上司」の職名、階級について答弁願いたい。

(四) 「当該職員の元上司」の勤務成績及び勤務評定のランク(A、B、C、D、E等)につ

いて答弁願いたい。

(五) 「当該職員の元上司」に対する立川警察署地域課長等の上司の日常の指導・監督状況について答弁願いたい。

(六) 当該職員の相談に対する「当該職員の元上司」の応対、指導、助言等はいずれも不十分だったと認められるが、幹部としては能力、適格性を欠いているのではないかと、これらについて答弁願いたい。

六 二の(一)及び(二)の答弁について

(一) 立川警察署の交番・駐在所の数を答弁願いたい。

(二) 立川警察署の交番・駐在所に勤務している警察官について、その人数を階級別に答弁願いたい。

(三) 交番・駐在所勤務の警察官は、交代制で勤務していると考えられるが、その概要について答弁願いたい。

(四) 交番・駐在所勤務の警察官を指導・監督する幹部警察官について、その人数を階級別に答弁願いたい。

(五) 立川警察署長は問題の富士見台交番を含めて、交番を巡回した事実はあるのか。その日時、回数、指導内容について答弁願いたい。

(六) 事件当日、「当該職員の元上司」以外の交番を監督する立場の幹部警察官が富士見台交番を巡回した事実はあるのか。その幹部警察官の職名、階級、巡回の日時、指導内容について答弁願いたい。

七 二の(三)の答弁について

(一) 警視庁の勤務成績の評定のランク(A、B、C、D、E等)付けは、どのような根

抛・判断に基づいて行われるのか。その内容について答弁願いたい。

(2) 「当該職員」の過去三年間の評定ランクについて答弁願いたい。

(3) 各都道府県警察には、素行に問題のある職員や勤務成績が不振な職員を「問題職員」あるいは「要指導職員」として指定し、特別の管理・監督を行う制度があるとされる。警視庁を含め都道府県警察には、そうした制度はあるのか。あるとするならば、制度の内容について詳しく答弁願いたい。

(4) 警視庁は「当該職員」をそうした「問題職員」等に指定していたのか。指定していたとすれば、指定の時期、具体的な指導内容について答弁願いたい。

八 二の(3)ないし(5)の答弁について

(1) 答弁によると、当該職員は他の職員に比べて勤務成績の評定が低かったとしているが、警察署長をはじめ地域課長等、管理的立場にあった幹部は「当該職員」に対して、勤務実績を向上させるため、どのような指導を行っていたのか、具体的に答弁願いたい。

(2) 警視庁では、警察署、交番ごとに年間の犯罪検挙件数等の目標を設定しているのか、答弁願いたい。

(3) 警視庁及び道府県警察の「犯罪検挙件数等の目標」、例えば、職務質問件数、刑法犯検挙件数、交通法令違反の摘発件数、各種情報報告件数等、具体的な内容について答弁願いたい。

(4) 「当該職員」が勤務していた富士見台交番及び「当該職員」に示されていた「犯罪検挙

件数等の目標」の具体的な内容及びその数値について答弁願いたい。

(5) 地域警察官による犯罪検挙について、平成十五年から平成十九年までの、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、その他の刑法犯、特別法犯別に、その件数及びそれぞれについて地域警察官一人あたりの件数を答弁願いたい。

(6) 平成十六年六月、兵庫県警地域部自動車警ら隊の隊員らが、検挙実績を上げるために、自転車盗などの処理の過程で捜査書類を偽造した不祥事が発覚している。地域警察官が検挙した自転車盗及び自動車等の占有離脱物横領事件について、平成十五年から平成十九年までの検挙件数及び地域警察官の一人あたりの件数を答弁願いたい。

(7) 地域警察官が検挙した自転車盗及び自動車等の占有離脱物横領事件の処理を通常送致、簡易送致、不送致に区分して答弁願いたい。

九 二の(6)の答弁について

巡査長制度の目的からみて、「当該職員」は巡査長としての適格性を欠いていると認められる。そのほか、埼玉県警の郵便局強盗等、巡査長の不祥事が多発している。

(1) 巡査長は、勤務成績が優秀で、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、勤務年数が六年(大学卒は二年、短期大学卒は四年)に達しており、かつ、指導力を有するものから選ばれることになっているが、最近では勤務年数に達すれば、巡査長に昇格させているとの指摘がある。巡査長制度の運用の実態について調査・検証する必要はない

か、答弁願いたい。

(2) 巡査長制度の見直しを行う必要性はないか、答弁願いたい。

十二の(7)ないし(9)の答弁について

(1) 報道によると、「当該職員」と同じ交番で勤務していた警察官が、「当該職員」が所在不明になつてから八時間後に立川警察署の当直に報告したという。また、この警察官は警視庁の調べに対して「当該職員」がパトロールに出て何時間も戻らないことがあつた」と説明したとある。警視庁は、この警察官から、当該職員の規律違反について直ちに報告しなかつた理由を確認したのか。確認したのならば、その内容を答弁願いたい。確認していないならば、その理由を答弁願いたい。

(2) 答弁によると「当該職員」は、勤務成績が不振であり、警視庁が定める勤務成績、実務経験等の巡査部長への昇任要件を満たしていなかつたとある。巡査長とはいひながら、そうした「当該職員」を経験が十分でない警察官と富士見台交番で勤務させたのは、適切さを欠いた人事配置ではなかつたか、答弁願いたい。

(3) 加えて、「当該職員」を直接監督する立場にあつた「当該職員の元上司」が、上司としての役割を全く果たしていない。「当該職員」の元上司だけでなく、警部補の階級にある幹部警察官全体の能力、資質等が低下しているのではないかと考えられるが、答弁願いたい。

(4) 警部補の能力、資質の低下が、警察の現場に及ぼす影響は極めて大きいものがある。平成三年の幹部警察官の階級比率の見直し以来、警部補の階級にある警察官の比率は倍増している。こうしたことが、警部補の階級にある警察官の能力、資質の低下に繋がった可能性があると考えられる。警部補の階級にある幹部警察官の能力、資質の向上のための具体策について答弁願いたい。

(5) 警察では、地域課の幹部には、刑事、公安などの専務警察の幹部に比べて能力、資質などが低い幹部、あるいは、高齢の幹部を配置する傾向にあるとの指摘がある。立川警察署地域課の幹部の人事配置にはそうした傾向はないのか。また、立川警察署の地域課幹部の人事配置に問題点はなかつたと認識しているのか、所感を答弁願いたい。

十一 三の(1)の答弁について

指摘した事案に関し、警視総監及び警視庁立川警察署長以外の幹部職員の処分内容について答弁願いたい。

十二 五の(1)の答弁について

(1) 答弁によると、監察の指示の数は平成十六年の二件となつているが、この内容について答弁願いたい。

(2) 今回の警視庁立川警察署の巡査長によるストーカー殺人事件の発生にともない、東京都公安委員会は監察の指示を行ったのか、行う予定はあるのか、答弁願いたい。行つたとするならば、どのような監察指示を行ったのか。今後、行うとするならば、どのような監察指示を行うのか、答弁願いたい。行っていない、もしくは行わないと

官 報 (号 外)

するならば、その理由について答弁願いたい。

十三 五の(3)の答弁について

(1) 答弁によると、苦情の受理件数は年々増加している。その要因について答弁願いたい。

(2) 都道府県公安委員会は、苦情の処理にあたって、申立人に面接し直接事情を聞くわけでもなく、警察に調査を全面的に任せている、これでは苦情に対する客観的な判断は期待できないとの指摘がある。苦情処理のあり方を見直す必要があるのではないかと、所感を答弁願いたい。

十四 五の(4)の答弁について

(1) 公安委員を、「現に社会の第一線で活躍している人材」に限定している理由について答弁願いたい。

(2) 高齢社会にあつては、第一線を退いても幅広い視野と高い見識のある人材は多く存在する。そうした人材から公安委員を選任することで、公安委員の常勤化は可能と考えるが、これらに関する所感を答弁願いたい。

十五 五の(5)について

(1) 都道府県知事が公安委員を任命する過程では、都道府県警察が知事に対して、具体的な人名を示して公安委員に推薦する実態がある。警察庁及び国家公安委員会は、そのような状況について承知しているか、答弁願いたい。また、国家公安委員の任命については、どのような過程で決定されるのか答弁願いたい。その際、国家公安委員の

任命に関して、警察庁から具体的な人名をもつて、いわゆる推薦という行為が、これまであったのかどうか、答弁願いたい。

(2) 都道府県警察を管理する上部組織として位置づけられている公安委員会の委員人事に、警察組織が関与することは極めて公平性を欠くなど、問題が多いと指摘できる。こうした実態を調査・把握した上で警察庁は、各都道府県警察に対して、公安委員の任命の過程において、警察組織が関与しないようにとの指示・通達をすべきと考えるが、答弁願いたい。

十六 五の(6)の答弁について

(1) 都道府県公安委員会の任務は都道府県警察を管理することにある。そのためには、都道府県警察からの独立性は不可欠である。迅速円滑な意思疎通や事務の重複を理由とする事務局の分離独立の否定は、むしろ公安委員会の存在理由の形骸化に繋がり、論拠に乏しいと考えるが、これらに関する所感を答弁願いたい。

(2) 公安委員は知事が任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものの中から任命することになっている。その趣旨からして、警察業務に精通した警察職員が補佐することは、かえって、一般国民の立場を離れた偏った判断を公安委員に与えるおそれがある。また、仮に、警察業務に関する知識が必要であるとしても、警察職員以外の職員に対する研修等により、警察業務に関する一定程度の知識の習得は可能である。都道府県公安委員

会の事務局の体制を強化し、都道府県警察から分離独立しない限り、都道府県公安委員会の厳正・公平な立場での警察の管理は不可能と考えるが、これらに関する所感を答弁願いたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第二一〇号

平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鉢呂吉雄君提出警察職員の不祥事に
関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鉢呂吉雄君提出警察職員の不祥事に
関する再質問に対する答弁書

一の(1)について

都道府県警察においては、上司が職員の自宅を訪問する方法により、職員の身上の把握及び指導を行う場合もあるものと承知している。

一の(2)について

警察庁として、都道府県警察に対して、職員の家庭訪問を実施するよう指示した事実はない。警察庁としては、埼玉県警察等において、必要に応じ上司が職員の自宅を訪問する方法により、職員の身上の把握及び指導を行っていることは承知しているが、全国における実施状況については把握していない。

一の(3)について

一の(2)についてお答えしたとおり、警察庁として、都道府県警察に対して、職員の家庭訪問を実施するよう指示した事実はない。警視

庁によると、平成十八年度以降、衆議院議員鉢呂吉雄君提出警察職員の不祥事に関する質問に対する答弁書平成十九年九月二十五日内閣衆質一六八第二一〇号。以下「前回答弁書」という。一の(4)について述べた当該職員(以下「当該職員」という。)の自宅を訪問する方法により、当該職員の身上の把握及び指導を行った記録はないとのことである。

二の(1)について

警察における職員の身上の把握及び指導は、職員の指揮監督上必要な人事管理の一環として行っている。

なお、警察庁の職員に対する指揮監督は警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第十六条第二項の規定に基づき警察庁長官が、都道府県警察の職員に対する指揮監督は同法第四十八条第二項の規定に基づき警視総監又は道府県警察本部長が行うこととされている。

二の(2)について

警察における職員の身上の把握及び指導は、適正な人事管理に必要な範囲で、職員の私生活に関する事項にも及ぶ場合があるが、その具体的な範囲及び限度については、個別具体的な事情によるので、一概にお答えすることは困難である。

三の(1)について

前回答弁書一の(3)について述べた「適正な人事管理に必要な範囲」とは、職員の任免、懲戒等を適正に行うために必要な範囲である。

三の(2)について

「適正な人事管理に必要な範囲」の具体的な範囲及び限度については、二の(2)についてお

答えたしており、個別具体的な事情によるので、一概にお答えすることは困難であるが、上司が職員の自宅を訪問する方法により、職員の身上の把握及び指導を行うことが適切である場合もあるものと考えている。

四の(一)について

警視庁によると、当該職員の上司が、平成十八年十一月二日に当該職員から結婚の希望について聴取した事実及び同年十二月十六日に当該職員に対して面接を実施した事実が認められるが、必ずしも記録がないことから、面接等の日時、回数、内容等について詳細にお答えすることは困難であるとのことである。

四の(二)について

警視庁によると、警視庁において職員の身上を記録するために作成されているものとして、「警視庁職員人事記録」、「身上実態表」等があるとのことである。

五の(一)について

警視庁によると、前回答弁書一の(五)について述べた当該職員の元上司(以下「当該元上司」という。)は、現在も警視庁の警察官であるとのことである。

五の(二)について

警視庁によると、当該元上司の現在の職名は係長、階級は警部補、当該階級への昇任年月日は平成十七年三月十日、年齢は五十七歳であるとのことである。

五の(三)について

警視庁によると、前回答弁書一の(五)について述べた「当該元上司は、そのことを当該職員の上司に伝えなかった」理由について、当該元上司は、当該職員が自分で対処するだろうと

思ったと述べているとのことである。また、前回答弁書一の(五)について述べた「当該職員の上司」の現在の職名は係長、階級は警部補であるとのことである。

五の(四)について

当該元上司の勤務成績の評定の具体的な内容は、個人に関する情報であり、また、公にすることにより、人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、お答えは差し控えた

五の(五)について

警視庁によると、当該元上司の上司である警視庁立川警察署生活安全課の課長代理等が面接等を行い、その中で交友関係、健康状態等について把握し、指導するよう努めていたとのことである。

五の(六)について

警視庁によると、前回答弁書一の(六)についてお答えしたとおり、当該元上司は、当該職員から前回答弁書一の(五)について述べた被害者と面会できず悩んでいる旨の相談を受け、当該職員に対して、当該被害者につきまとうようなことはすべきでない旨の助言をしており、幹部としての能力や適格性を欠くと直ちに言葉えないとのことである。

六の(一)について

警視庁によると、警視庁立川警察署には十四の交番及び四の駐在所が設置されているとのことである。

六の(二)について

警視庁によると、警視庁立川警察署の交番及び駐在所に勤務する警察官の定員は、平成十九

年四月一日現在、警部補は十二人、巡査部長又は巡査は百六十一人であるとのことである。

六の(三)について

交番については、原則として交替制の地域警察官により運用するものとされており、各都道府県警察において、交番勤務員は日勤、当番及び非番を順次繰り返すなどの勤務を行っているものと承知している。

なお、駐在所については、交替制による勤務は行われていない。

六の(四)について

警察庁としては、お尋ねの交番・駐在所勤務の警察官を指導・監督する幹部警察官の数については把握していない。

六の(五)について

警視庁によると、警視庁立川警察署長は、平成十八年九月に着任後に富士見台交番を含むすべての交番を巡視しており、その後も随時交番の巡視を行い、交番勤務員の勤務状況、施設管理の状況等について確認し、必要な指導を行っていたが、具体的な日時等については記録していないとのことである。

六の(六)について

警視庁によると、御指摘の平成十九年八月二十日の午後零時三十分ごろに警視庁立川警察署地域課の係長である警部補が富士見台交番を巡視し、同日午後一時三十分ごろ及び午後三時三十分ごろに同課の課長代理である警部が同交番を巡視し、積極的な街頭活動等を行うよう指導したとのことである。

七の(一)について

警視庁においては、業務を通じて挙げた実績、発揮した能力等に基づいて職員の勤務成績

の評定が行われているとのことである。

七の(二)について

当該職員の勤務成績の評定については、前回答弁書一の(三)についてお答えしたとおりであるが、その具体的な内容は、個人に関する情報であり、また、公にすることにより、人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、お答えは差し控えた。

七の(三)について

各都道府県警察においては、勤務成績が不良と認められる職員等に対する指導及び教養を計画的に実施することにより、職員の能力及び実績の向上等を図る取組が行われているものと承知している。

七の(四)について

お尋ねは、個人に関する情報についてのものであり、また、公にすることにより、人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報についてのものであることから、お答えは差し控えた。

八の(一)について

警視庁によると、警視庁立川警察署の地域警察幹部は当該職員に対し、職務質問等の街頭活動を強化して、犯罪の予防、検挙等に取り組むよう、機会あるごとに指導していたとのことである。

八の(二)について

警視庁によると、警察署ごとに年間の犯罪検挙件数、交通違反取締り件数等の目標が設定されているが、交番ごとの目標については、すべての警察署において設定されているものではないとのことである。

八の(3)について

都道府県警察においては、警察署、交番等とともに年間の犯罪検挙件数、交通違反取締り件数等の目標が地域の実情に応じて設定されている場合もあるものと承知している。

八の(4)について

警察署において交番又は勤務員ごとに具体的にどのような目標が設定されているかについては、当該警察署における警察活動の重点が明らかになることにより、警察活動の間隙を突いた犯罪が企図されるなど、当該警察署における今後の業務運営に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

八の(5)について

平成十五年から平成十九年九月までの間に地域警察官が検挙した刑法犯(道路上の交通事故に係る業務上過失致死傷及び重過失致死傷、危険運転致死傷並びに自動車運転過失致死傷を除く。以下同じ。)及び特別法犯に係る検挙件数は、平成十五年については、凶悪犯は二千七百二件、地域警察官一人当たり〇・〇三件、粗暴犯は二万二千六百六十五件、地域警察官一人当たり〇・二六件、窃盗犯は十七万八千九百十六件、地域警察官一人当たり二・〇八件、知能犯は七千四百二十四件、地域警察官一人当たり〇・〇九件、その他の刑法犯は十万八千八百八件、地域警察官一人当たり一・一八件、特別法犯は四万五千四十三件、地域警察官一人当たり〇・五二件、平成十六年については、凶悪犯は二千六百三十六件、地域警察官一人当たり〇・〇三件、粗暴犯は二万三千五百八十六件、地域警察官一人当たり〇・二七件、窃盗犯は十八万七千七百六十四件、地域警察官一人当たり二・一〇件、知能犯は九千五百五十件、地域警察官一人当たり〇・一一件、その他の刑法犯は十万八千四百三十件、地域警察官一人当たり一・一二件、特別法犯は五万五千三百八十七件、地域警察官一人当たり〇・六二件、平成十八年については、凶悪犯は二千六百八十八件、地域警察官一人当たり〇・〇三件、粗暴犯は三万四千五十二件、地域警察官一人当たり〇・三八件、窃盗犯は十七万六千八百十六件、地域警察官一人当たり一・九七件、知能犯は九千三百五十九件、地域警察官一人当たり〇・一〇件、その他の刑法犯は十万六千七百三十二件、地域警察官一人当たり一・一九件、特別法犯は六万四千八百八十八件、地域警察官一人当たり〇・六八件、平成十九年一月から同年九月までの間については、確定した数値ではないが、凶悪犯は千七百九十一件、地域警察官一人当たり〇・〇二件、粗暴犯は二万五千七百二十六件、地域警察官一人当たり〇・二八件、窃盗犯は十一万九千八百三十三件、地域警察官一人当たり一・三三件、知能犯は六千三百七十二件、地域警察官一人当たり〇・〇七件、その他の刑法犯は六万七千二百二十三件、地域警察官一人当たり〇・七四件、特別法犯は四万五千七百六十四

一件、知能犯は八千三百七十三件、地域警察官一人当たり〇・一〇件、その他の刑法犯は十一万七千七百五十七件、地域警察官一人当たり一・二七件、特別法犯は五万九千九百二十七件、地域警察官一人当たり〇・五九件、平成十七年については、凶悪犯は二千七百五十七件、地域警察官一人当たり〇・〇三件、粗暴犯は二万七千九百三十四件、地域警察官一人当たり〇・三一件、窃盗犯は十八万七千八百二十四件、地域警察官一人当たり二・一一件、知能犯は九千五百五十件、地域警察官一人当たり〇・一一件、その他の刑法犯は十万八千四百三十件、地域警察官一人当たり一・一二件、特別法犯は五万五千三百八十七件、地域警察官一人当たり〇・六二件、平成十八年については、凶悪犯は二千六百八十八件、地域警察官一人当たり〇・〇三件、粗暴犯は三万四千五十二件、地域警察官一人当たり〇・三八件、窃盗犯は十七万六千八百十六件、地域警察官一人当たり一・九七件、知能犯は九千三百五十九件、地域警察官一人当たり〇・一〇件、その他の刑法犯は十万六千七百三十二件、地域警察官一人当たり一・一九件、特別法犯は六万四千八百八十八件、地域警察官一人当たり〇・六八件、平成十九年一月から同年九月までの間については、確定した数値ではないが、凶悪犯は千七百九十一件、地域警察官一人当たり〇・〇二件、粗暴犯は二万五千七百二十六件、地域警察官一人当たり〇・二八件、窃盗犯は十一万九千八百三十三件、地域警察官一人当たり一・三三件、知能犯は六千三百七十二件、地域警察官一人当たり〇・〇七件、その他の刑法犯は六万七千二百二十三件、地域警察官一人当たり〇・七四件、特別法犯は四万五千七百六十四

件、地域警察官一人当たり〇・五一件である。八の(6)について

平成十五年から平成十九年九月までの間に地域警察官が検挙した自転車盗事件及び占有離脱物横領事件に係る検挙件数は、平成十五年については、自転車盗事件は二万四千十八件、地域警察官一人当たり〇・二八件、占有離脱物横領事件は八万六千五百五十八件、地域警察官一人当たり一・〇〇件、平成十六年については、自転車盗事件は二万四千九百三十五件、地域警察官一人当たり〇・二八件、占有離脱物横領事件は九万四千六百三十五件、地域警察官一人当たり一・〇八件、平成十七年については、自転車盗事件は二万四千五百八十六件、地域警察官一人当たり〇・二八件、占有離脱物横領事件は八万九千八百九十九件、地域警察官一人当たり一・〇一件、平成十八年については、自転車盗事件は二万四千八十八件、地域警察官一人当たり〇・二七件、占有離脱物横領事件は八万七千九百九十件、地域警察官一人当たり〇・九八件、平成十九年一月から同年九月までの間については、確定した数値ではないが、自転車盗事件は一万五千七百七十八件、地域警察官一人当たり〇・一七件、占有離脱物横領事件は五万四千二百八十八件、地域警察官一人当たり〇・六〇件である。

八の(7)について

平成十五年から平成十九年九月までの間に地域警察官が検挙した自転車盗事件の数は、基本送致をしたものについては、平成十六年は六千四百二十五件、平成十七年は六千三百三十九件、平成十八年は六千三百三十九件、平成十九年一月から同年九月までは確定した数値ではないが三千七百四十三件、簡易送致をしたものについて

は、平成十六年は一万六千七百七件、平成十七年は一万七千四百四十四件、平成十八年は一万八千八百八十八件、平成十九年一月から同年九月までは確定した数値ではないが六千九百七十七件、送致しなかったものについては、平成十五年は七千五百二十二件、平成十六年は七千八百九十三件、平成十七年は七千五百二十三件、平成十八年は七千七百八十九件、平成十九年一月から同年九月までは確定した数値ではないが五千三百三十八件である。また、平成十五年に地域警察官が検挙した自転車盗事件のうち基本送致又は簡易送致したもののについては、一万六千四百九十六件である。

平成十五年から平成十九年九月までの間に地域警察官が検挙した占有離脱物横領事件の数は、基本送致したもののについては、平成十六年は一万二千三百八十二件、平成十七年は一万三千三百三十八件、平成十八年は一万六千八百八十八件、平成十九年一月から同年九月までは確定した数値ではないが六千七百三十四件、簡易送致したもののについては平成十六年は三万二千八百四十四件、平成十七年は二万九千八百二十六件、平成十八年は二万九千八百八十七件、平成十九年一月から同年九月までは確定した数値ではないが一万八千二百三十七件、送致しなかったものについては、平成十五年は四万二千四百七十七件、平成十六年は四万九千四百九十九件、平成十七年は四万八千七百三十五件、平成十八年は四万七千四百四十五件、平成十九年一月から同年九月までは確定した数値ではないが二万九千二百四十七件である。また、平成十五年に地域警察官が検挙した占有離脱物横領事件のうち基本送

致又は簡易送致したものについては四万四千百五十一件である。

九の(一)について

警察庁としては、各都道府県警察において、巡査長の制度の適切な運用に努めているものと承知しており、職員の士気の高揚及び巡査に対する指導体制の強化が図られているものと考えられていることから、現時点で同制度の運用の実態について調査又は検証を行うことは予定していない。

九の(二)について

警察庁としては、各都道府県警察において、巡査長の制度の適切な運用に努めているものと承知しており、職員の士気の高揚及び巡査に対する指導体制の強化が図られているものと考えていることから、現時点で同制度の見直しは予定していない。

十の(一)について

警視庁によると、当該職員と同じ交番で勤務していた警察官は、当該職員が平成十九年八月二十日から同月二十一日にかけて警らを行っていたと考えていたため、上司に報告しなかったと述べているとのことである。

十の(二)について

警視庁によると、御指摘の人事配置は、不適切なものとは認められないとのことである。

十の(三)について

警部補については、各都道府県警察において、試験、選考等により、係規模の組織及び業務を管理する能力を有する者等を選定して昇任させた上で、警察学校、職場等における必要な教養を行うなどしているものと承知している。

十の(四)について

警部補については、各都道府県警察において、試験、選考等により、係規模の組織及び業務を管理する能力を有する者等を選定して昇任させた上で、警察学校、職場等において警部補の役割や業務管理の重要性の理解を徹底するために必要な教養を行うなどして能力、資質の向上に努めているものと承知している。

十の(五)について

警視庁によると、警察署への人事配置については、職員の実績、能力、資質等を総合的に勘案した上で部門間で偏りのないように配慮するなどして行っており、警視庁立川警察署地域課の幹部の人事配置に御指摘のような傾向が見られるなどの問題はなかったものと考えているとのことである。

十一について

前回答弁書三の(一)について述べた事案に関し、平成十九年九月二十日、警視総監は、警視庁立川警察署地域課の課長一人、課長代理一人及び係長一人並びに同署生活安全課の係長一人をそれぞれ減給処分とし、同署地域課の係長一人を戒告処分とした。

十二の(一)について

御指摘の二件の監察の指示は、いずれも不適正な予算執行が判明したことを受けたものであり、それぞれ平成十六年三月に北海道公安委員会が北海道警察に対して行ったもの及び同年四月に福岡県公安委員会が福岡県警察に対して行ったものである。

十二の(二)について

東京都公安委員会によると、御指摘の事案の

発生を受け、警視庁においては、同公安委員会の管理の下、平成十九年八月二十二日から同月二十七日までの間、警視庁立川警察署に対する特別監察を実施し、同公安委員会に対してその結果を報告するとともに、幹部機能強化のための研修等各種施策を実施しているところであることから、現時点では、警察法第四十三条の規定による監察の指示を行うことはしていないとのことである。

十三の(一)について

個別具体的な苦情の申出をする理由は様々であると考えられることから、お尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。

十三の(二)について

都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)においては、警察法第七十九条第一項の規定による苦情の申出について、当該公安委員会の主体的な判断に基づき適切に処理しているものと承知しており、警察庁としては、苦情処理の在り方を見直す必要はないと考えている。

十四の(一)について

前回答弁書五の(4)の②については、公安委員会の委員の適任者が、現に社会の一線で活躍している人材に限られる旨をお答えしたものでなく、公安委員会の委員には、現に社会の一線で活躍している人材を含む幅広い対象者の中から、国民の良識を代表するにふさわしい者が充てられることが適当であると考えている。

十四の(二)について

公安委員会の委員に国民の良識を代表するにふさわしい者が充てられるためには、現に社会の一線で活躍している人材を含む幅広い対象者の中から適任者が選ばれる必要があるものと考えている。

国家公安委員会及び警察庁としては、都道府県知事が公安委員会の委員を任命するまでの過程における各都道府県警察の具体的な関与の実態を承知していないが、いずれにしても、公安委員会の委員の任命は、都道府県知事の判断により行われるべきものと考えている。

また、国家公安委員会の委員は、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命しており、その際、警察庁は、幅広い対象者の中から国家公安委員会に多様な人材が確保されることが適当であるとの観点から、年齢その他の事項を考慮して、内閣総理大臣に対して具体的な候補者について参考意見を述べることもある。

十五の(二)について

公安委員会の委員の任命は、各都道府県知事の判断により行われるべきものであり、警察庁として意見を述べる立場にはないと考えている。

十六の(一)について

公安委員会が警察本部の補佐を受けることは、公安委員会に都道府県警察からの情報円滑に伝達され、また、公安委員会の意見に都道府県警察が迅速に対応することを可能とし、公安委員会の管理機能の充実及び活性化に資するものであると考えている。

十六の(二)について

公安委員会の委員には、国民の良識を代表するにふさわしい者が充てられ、委員が自らの見識に基づきその職責を果たしており、委員を補

佐する警察職員は、委員の求めるところに従い職務を遂行することとして、令状主義及び厳格な証拠法則が採用され、三審制が保障されるなど、捜査公判を通じて慎重な手続により有罪が確定されている上、再審制度が保障されており、有罪を認定することについては、適正な判断がされているものと考へてゐる。との答弁がなされているが、なぜ強姦未遂事件と何の關係もなかつた柳原氏が逮捕され、有罪判決を受け、二年あまりも服役することを余儀なくされたのか、その真相を明らかにされたい。

平成十九年十月十一日提出
質問 第一一一号

富山県における冤罪判決に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

富山県における冤罪判決に関する質問主意書

強姦などの疑いで富山県警に誤認逮捕され、二年あまり服役した柳原浩氏の再審判決公判が二〇〇七年十月十日、富山地裁高岡支部で行われ、藤田敏裁判長は柳原氏に無罪を言い渡し、柳原氏の無罪が確定した。右の事件(以下、「富山事件」という。)につき、以下質問する。

- 一 柳原氏を起訴することを決めるに際して、富山地検によつて柳原氏に対してどのような取り調べが行われたのか具体的に明らかにされたか。また、当時富山地検において柳原氏の捜査を直接担当していた責任者の官職氏名を明らかにされたい。
- 二 富山地検が柳原氏を起訴することを決める判断をした経緯につき明らかにされたい。
- 三 冤罪の定義如何。
- 四 「富山事件」は三でいう冤罪にあたるか。
- 五 「富山事件」はなぜ起こつたか。二〇〇五年十一月四日に閣議決定された保坂展人衆議院議員

提出の質問主意書に対する政府答弁書では、「我が国においては、令状主義及び厳格な証拠法則が採用され、三審制が保障されるなど、捜査公判を通じて慎重な手続により有罪が確定されている上、再審制度が保障されており、有罪を認定することについては、適正な判断がされているものと考へてゐる。との答弁がなされているが、なぜ強姦未遂事件と何の關係もなかつた柳原氏が逮捕され、有罪判決を受け、二年あまりも服役することを余儀なくされたのか、その真相を明らかにされたい。

六 四で「富山事件」が冤罪にあたると政府が認識しているのならば、柳原氏が受けた苦痛に鑑みて、検察庁を指導、監督する責任者である法務大臣は、特に一の柳原氏の取り調べを担当した富山地検の責任者を始め検察関係者に、然るべき処分を下すのが社会通念上当然であると考え、法務大臣の見解如何。

七 検察庁を指導、監督する責任者である法務大臣は、「富山事件」に対して責任を負うべきと政府は考へるか。年金記録漏れ問題では、社会保障庁は全ての現職職員に今夏の賞与の自主返還を求め、社会保障庁に在職したことのある厚生労働省職員を含む社会保障庁OBに対しても同程度の寄付を求めているところ、「富山事件」に直接関わつた一の責任者はもちろん検察庁幹部、そして検察庁の上位官庁の長である法務大臣も、社会保障庁と同様に何らかの形で具体的な責任をとる必要があると考へるが、政府の見解如何。

内閣衆質一六八第一一一号

平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出富山県における冤罪判決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出富山県における冤罪判決に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「富山事件」において被告人とされた方については、平成十四年四月十五日、強姦未遂等の事件(以下「未遂事件」という。)で逮捕され、同月十六日、富山地検高岡支部に送致された後、勾留されたが、同年五月五日、処分保留のまま釈放され、さらに、同日、別の事件である強姦等の事件(以下「既遂事件」という。)で逮捕され、同月七日、富山地検高岡支部に送致された後、勾留され、同月二十四日、既遂事件で起訴された後、同年六月十三日、未遂事件で起訴された。

富山地方検察庁高岡支部検察官が、その間、「富山事件」において被告人とされた方の取調べを行い、同氏は、未遂事件に係る弁解録取において否認したものの、その後の取調べにおいて、一貫して両事件の被疑事実を自白していたところ、最高検察庁が調査・検討したところによれば、同氏が「積極的に犯行状況について供述するのではなく、検察官が同氏を誘導することにより供述を得ていたことが窺われる」とされているものと承知している。

個別具体的な事件の捜査を担当する検察官の官職氏名については、今後の捜査活動に支障をもたらすおそれがあり、答弁を差し控へたい。

二について

富山地方検察庁高岡支部においては、捜査の結果、「富山事件」において被告人とされた方が未遂事件及び既遂事件について自白していたことや両事件の被害者らの供述に基づいて作成された似顔絵と似ていたこと等の証拠を総合的に評価し、同氏を両事件につき起訴したものと承知している。

三及び四について

お尋ねの「冤罪」については、法令上の用語ではなく、様々な意味で用いられることがあるものと承知しており、お尋ねについて一概に答弁することは困難である。

五について

「富山事件」において被告人とされた方については、未遂事件及び既遂事件の両被害者の供述に基づいて作成された似顔絵と似ていたことから犯人ではないかとの疑いが生じ、両被害者がいわゆる写真面割において同氏の写真を犯人として選んだことや同氏が自白したこと等から、両事件について逮捕・起訴され、富山地方裁判所高岡支部において、同氏が公判廷で両事件の公訴事実を認める旨の供述をしたことを含め、公判廷で取り調べられた証拠に基づき、両事件につき有罪であると認定されて懲役三年に処する旨の判決が言い渡され、同判決に対する控訴がされないまま控訴期間が経過し同判決が確定したこと、同氏に対して刑の執行がなされ、同氏が服役するに至つたものと承知している。

なお、御指摘の「富山事件」の捜査について、最高検察庁が調査・検討したところによれば、検察官において、客観的な証拠の吟味が十分ではなかったほか、自由の信用性について慎重に検討する姿勢が足りなかったなどとしてされているものと承知している。

六及び七について
御指摘の「何らかの形で具体的な責任をとる」等の意味が必ずしも明らかではないが、「富山事件」において被告人とされた方の取調べを担当した検察官については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第一項に規定する懲戒処分該当事由はなかったと認められる上、御指摘の「富山事件」については、最高検察庁においてその捜査・公判活動について調査・検討し、組織として再発防止策を講じることとしており、同検察官及びその監督者について処分をするなどの必要はないものと考えている。

平成十九年十月十一日提出
質問 第一 一一 二 号

イランでの邦人拘束に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

イランでの邦人拘束に関する質問主意書

一 二〇〇七年十月八日、イラン南東部で邦人男性（以下、「邦人男性」という。）が何者かに拘束され、「邦人男性」自身から在イラン日本大使館（以下、「大使館」という。）へ電話があったとの連絡が、同日深夜「大使館」から外務本省にあったと承知するが、「邦人男性」から「大使館」に電話があった時、分、及び「邦人男性」からの電話

を受けた「大使館」職員の官職氏名を明らかにされたい。

二 「邦人男性」より「大使館」に電話があったとの連絡が外務本省に入った時、分を明らかにされたい。

三 二の連絡は公電でなされたか。なされたのならば、当該公電が外務本省に届いた時、分を明らかにされたい。

四 「邦人男性」が拘束されていることが分かっているから、「大使館」及び外務本省はどのような初動対応をとったか。

五 「邦人男性」が拘束されているとの情報が高村外務大臣に上げられた日にち、時、分を明らかにされたい。

六 高村外務大臣は十日にイランのモッタキ外相に救助などの協力を要請したと新聞各紙等で報じられているが、二の連絡が八日の時点で外務本省に入ってから九二日経って高村外務大臣がイランのモッタキ外相に協力を要請し、同様に小野寺五典外務副大臣を長とする対策本部が十日になってから立ち上げられたのはなぜか。右は邦人保護の観点から、適切であったと政府は認識しているか。

七 「邦人男性」の安否状況は現時点でどのようになっているか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第一一二号
平成十九年十月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議員鈴木宗男君提出イランでの邦人拘束に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出イランでの邦人拘束に関する質問に対する答弁書

一について

平成十九年十月八日日本時間午後十時五十分頃、被害者である邦人男性から在イラン日本国大使館に電話があり、同大使館の職員が応対した。同職員の氏名については、個人情報保護の観点から公表していいないこともあり、お答えすることは差し控えたい。

二について

御指摘の連絡が最初に外務本省に入ったのは、平成十九年十月八日日本時間午後十一時三十分頃である。

三について

御指摘の連絡は公電でもなされており、同公電は、平成十九年十月九日日本時間午前二時十八分に外務本省において受信した。

四及び六について

被害者からの電話を受け、在イラン日本国大使館においては、平成十九年十月八日日本時間午後十一時三十分、堂道秀明イラン・イスラム共和国駐節特命全権大使を本部長とする現地対策本部を設置し、被害者の無事救出に向け、情報収集及びイランの関係当局への協力要請を開始した。また、外務本省においても同大使館からの連絡を受け、平成十九年十月九日日本時間午前八時二十分、領事局長を長とする連絡室を設置し、さらに同月十日日本時間午後三時、同連絡室を小野寺五典外務副大臣を本部長とする緊急対策本部に改めた上で、引き続き被害者の無事救出に向けて種々の対策を講じてきている。

本件については、外務省において事案の認知直後から、被害者の無事救出に向けて種々の対策を講じてきており、政府としては、かかる対応は適切であったと考える。

五について

御指摘の高村正彦外務大臣への報告は、平成十九年十月九日日本時間午前七時三十分頃に行われた。

七について

現時点において被害者に危害が加えられたとの情報には接していない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
二二〇円	二二〇円
二二〇円	二二〇円